

# 平成30年海津市議会第4回定例会

## ◎議事日程(第2号)

平成30年12月6日(木曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

## ◎出席議員(15名)

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	赤 尾 俊 春 君		

---

## ◎欠席議員(なし)

---

## ◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	中 島 哲 之 君
市民環境部長	寺 村 典 久 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君

健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	加 賀 慎 治 君	産業経済部長	林 真 治 君
建設水道部長	菱 田 一 義 君	危機管理局 危機管理監兼 監察室長	白 木 法 久 君
教育委員会 事務局局長	伊 藤 一 人 君	会計管理者	長谷川 誠 君
監査委員事務局 長併 公平委員 事務局書記 長	神 田 勝 広 君	農業委員会 事務局局長	石 原 敏 彦 君
消 防 長	伊 藤 定 巳 君	総務部総務課長 併 選挙管理委員会 事務局書記 次長	近 藤 康 成 君
総 務 部 企画財政課長	近 藤 三喜夫 君	危機管理局 危機管理課長	丹 羽 雅 也 君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局 局長	伊 藤 尚 幸	議会事務局 議会総務課長 兼 議事調査係 長	米 山 一 雄
議会議務局 議事総務課 係 局長 兼 補佐 兼 課長	渡 辺 美 香		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

---

○議長（赤尾俊春君） 総務部長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 過日、提案させていただきました報告第10号の専決処分の承認を求めることについての関連で服部議員より、公共施設は民間の保険に加入できないかの御質問について回答させていただきます。

まず、本市が委託しております全国市有物件災害共済会は、地方自治法第263条の2に基づき、災害による損害を相互に救済するため、全国の各市が共同設置した公益法人でありまして、平成29年第1回定例会において相互救済事業の委託について議決をいただきまして、毎年度委託しているところであります。

この委託を見直しまして民間企業の火災保険に加入することは可能であります。民間企業の火災保険料は、例えば市役所を例に算出しますと、約10倍以上の差が出ると想定されておりますので、現在のところ、全国市有物件災害共済会へ委託するのが得策であると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、現在の全国市有物件災害共済会に委託しております保険金の支払い割合につきましては、風水害の補償は100分の50、その他の災害については100分の100となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） それでは、次へ参ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 浅井まゆみ君、6番 伊藤誠君を指名します。

---

◎一般質問

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可いたします。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（赤尾俊春君） 最初に、10番 六鹿正規君の質問を許可いたします。

六鹿正規君。

[10番 六鹿正規君 質問席へ]

○10番（六鹿正規君） 今、議長から質問のお許しをいただきました。私は、2点質問させていただきます。

まず、第1点目は海津市第2次総合計画について、2点目は駒野工業団地開発事業について質問いたします。いずれも市長に御答弁をいただきます。

私は、第3回定例会において今回と同じ第2次総合計画について市長に質問をいたしました。総合計画第2章に掲げてある平成38年度目標人口3万3,000人は達成できるかと。あなたは、本市が平成27年度に策定した海津市人口ビジョンでは、2040年に人口約2万9,000人を維持することを目指しており、市第2次総合計画の基本構想で掲げてある2026年（平成38年度）の目標人口は3万3,000人、この数値を用いて算出している。短期間に人口減少に歯どめをかけるのは難しい。このような状況を改善させるために、国・県の支援制度、対策を踏まえながら、移住・定住者への支援施策や出産・子育ての支援を継続する。また、議員や市民の皆様からも御意見をいただき、部署横断的に議論の上、新たな政策の企画立案を検討し、総合的なまちづくりを推進することで人口減少の抑制に努めると答弁されました。

そこで、お尋ねします。

いづれも議員や市民の皆様から意見を聞くのか、意見の中にはアンケートは入らないのか。

そして、市長の答弁をお聞きしていて、高須輪中はほとんどが農地です。だから、もうかる農業、倍もうかる農業をやってくれる若い人たちを東京に呼びに行っていると言われたが、なぜ地元の若者ではなく東京の若者なのか、お尋ねいたします。

そして、企業誘致は駒野工業団地で終わりなのか、お尋ねします。

次に、駒野工業団地開発事業についてお尋ねします。

関係者の御理解をいただいて進みつつある駒野工業団地の完成はいつごろか。

そしてまた、15万立米必要とされる残土の出どころは明確にできるのか、お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

[市長 松永清彦君 登壇]

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の1点目の海津市第2次総合計画についての御質問にお答えします。

まず、いつごろ議員や市民の皆様から意見を聞くのか、意見の中にはアンケートは入らないのかにつきましては、第3回定例会での答弁でもお答えしているとおり、人口減少対策の取り組みは、一部の部署だけの取り組みにより全ての問題が解消できる事案ではなく、部署横断的に取り組む必要があります。

部署ごとで人口減少対策、地域活性化に資する案件がある場合は、その都度、定例会及び議会全員協議会等を通じて報告、協議を行い、御意見をいただき、市民の皆様からは、各種会合や説明会などを通じて御意見をいただきたいと考えております。もちろん、議員の皆様が人口減少対策に対して効果のある取り組み、事業等のお考えがある場合は、担当課にお申し出いただき、御助言をいただきたいと存じます。

また、市民の御意見をお聞きする方法としてアンケートは有効な方法で、第2次総合計画策定の折にも実施しており、貴重な御意見をいただいております。次回アンケートの実施につきましては、後期基本計画策定時に実施する予定ですが、各部署においての各種計画策定時に必要に応じアンケートを実施し、市民の皆様方からもお声をいただきながら、第2次総合計画と調和のとれた各種計画の策定を行い、人口減少対策にも取り組んでまいります。

次に、首都圏での新規就農者の募集について、なぜ地元の若者でなく東京の若者なのかにつきましては、農業を取り巻く社会情勢は厳しく、農業者の高齢化や農業担い手の不足などは、本市のみならず全国的な課題となっています。

本市の各営農法人や農業部会からは、高齢化が進み、担い手不足が深刻化しているとの声をお聞きいたしておりますので、新規就農者育成はもちろん、移住や定住促進と連携した市外からの農業担い手の確保にも努めております。

岐阜県は初めての試みとして、8月31日に東京都千代田区にあるふるさと回帰支援センターにおいて、「ぎふ農林業チャレンジフェアin東京」を開催されました。

「ぎふ農林業」のここがスゴイ」をテーマに、岐阜の農林業に興味のある方、田舎暮らしを考え、その仕事の選択肢として農林業に関心のある方などを対象に、岐阜の農業の魅力を情報発信する目的で開催され、本市からは農林振興課長とJAにしみの職員2名が海津市の魅力を紹介してまいりました。

当日は平日の夜の開催であったにもかかわらず、東京都、神奈川県、千葉県などから9組11名の参加者からの相談がありましたが、残念ながら本市への就農者誘致には至りませんでした。

私も公務で上京の際には、ふるさと回帰支援センターに立ち寄り、岐阜県担当の相談員との情報共有や本市のPRに努めております。

本市にあります岐阜県就農センターでのトマト栽培の研修生においても、関東方面を初め市外からの応募者が半数以上を占め、移住や定住促進と連携した新規就農者支援の継続的な実施も必要であると考えています。

地元の若者が転出し、人口減少が進む中、関東方面を初めとする市外からの農業の担い手確保につきましても、積極的に進めてまいります。

3つ目の企業誘致は駒野工業団地で終わりなのかにつきましては、駒野工業団地の開発事業は、皆様の御理解と御協力のおかげをもちまして、力強く再稼働したところです。

同団地へ企業誘致する際には、地元雇用にどれだけ寄与するかという点を重要な基準として選定したいと考えています。地元の若者はもとより、市外の若者も魅力に感じ、当市へ来て勤めたいと願うような企業の誘致に努めてまいります。

さて、分譲を直接の目的とする工業団地を公共投資の手法により確保する事業は、駒野工業団地をもって一つの区切りとなります。

議員も御存じのとおり、当市には土地開発公社がありませんので、駒野工業団地が完売した段階で、改めて岐阜県土地開発公社との協議を開始したいと考えております。

また、東海環状自動車道の西回りで整備を進めておりますスマートインターを中心に、工場や店舗の輪が広がっていけばと期待せずにはられません。

これからも企業誘致の関連事業につきましては、民間活力導入も吟味しながら、不断の努力をもって取り組んでまいります。

2点目の駒野工業団地についての質問にお答えします。

1つ目の駒野工業団地の完成はいつごろかにつきましては、岐阜県土地開発公社と本市の間で締結した基本協定により、事業期間は平成31年度までと規定されておりますので、平成31年度末、具体的には平成32年3月が完成期限と解釈されます。

岐阜県土地開発公社が発注された造成工事、本市が発注するアクセス道路整備工事、ともにほぼ同じ時期を完成期限に設定しております。

2つ目の15万立米必要とされている残土の出所は明確にできるのかにつきましては、国土交通省の岐阜国道事務所、木曾川上・下流河川事務所及び岐阜県大垣土木事務所等に照会してみたところ、今年度は河川改修工事に伴う残土が最大8万立米ほど確保できそうな見込みであります。その出所となる工事場所や工種はさまざまですが、おおむね長良川と牧田川における河道掘削工事及びしゅんせつ工事となります。

来年度も今年度と同じ区域で河川改修工事が継続されますので、確約こそできませんが、工事計画量から類推して今年度と同程度の分量の残土が確保できるものと見込まれておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 今、市長から、一部は第3回定例会の答弁と余り変わらないような答弁しか出てこなると、そういったことを感じました。これは私の質問の仕方がまずかったのかなというふうに判断をいたします。

そこで、お尋ねします。

いづろ議会や市民の皆様から意見を聞くのか、中にはアンケートは入らないのかに對しまして御答弁をいただきましたけれども、かねてより私は、この人口減少、また移住定住に關しまして、やはり愛知県側にバスを出すべきだと、そういうことを再三申してまいりました。こういったことについても、やはり市民の皆様方に事あるごとに尋ねてまいりました。

「どう思われるの」「それはいい」。特に高須輪中の人たちは、やはり愛知県へ通うのであればバスがいいと。そうしたことによって息子たちが名古屋の近郊に住居を構えずしても、この地元から通ってくれる、ぜひそういったことはできるといいねというような意見をたくさん伺っております。

ですから、こういったことに関しましては、ぜひいろんな計画の段階ではなくして、計画の段階で今まで皆さんに御理解をいただくために会合に集まっていた。2次総のときもそうでした。コミュニティバスの件もそうでした。一つの会場で市民の皆さんが何人参加したのか。同じ轍を何遍も踏んじゃだめなんです。執行部が多いような会合で市民の皆さんの御意見をいただいたという、そういうばかな言いわけは、もう二度と通用しませんよ。

ですから、私は事あるごとではなく、最初に大きな目的を持って、この問題についてどう思われますかというアンケートを早急に実施すべきなんです。これは要望ではなく、やらずにはならない必須なんです。その問題についてお答え願えますか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） この御質問に関しては、もう既に何回も御答弁しておりますので、その答弁に尽きると思います。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） だから、市長、あなたのその答弁を聞くたびに、あなたはこの海津市の人口をふやそうと思う気が全くないと私は判断するんです。市民の皆さんは、家における若者がこの近郊へ勤めるのであれば、この地元から通勤をしていただきたいと。さもないければ、ほとんどがお年寄りばかりのまちになるんです。そういったことに対して、あなたは全く考えていないとしか私は言いようがないんです。

何遍も答えておる、何遍もと。何遍も海津市のことを考えていない答弁しかあなたはしていないんですよ。いつものように、南濃町の方々、養老鉄道沿線の方々、養老鉄道の存続が決まり、新しい会社もでき、当然、沿線、養老線を使って通勤もしていただけます。しかし、この海津町、また平田町の皆さん方は、東へ行くには橋を渡るだけなんです。向こうの最寄りの駅まで行って、そこから電車に乗りかえていくんですよ。だから、その間をなぜバスを走らせないのか。私は再三言います、あなたは海津市の人口をふやそうとは思っていないと。

そして、企業誘致は駒野工業団地で終わりですと。あれほどあなたが若者の雇用の場の確保という、声を大にして私どもに訴えてまいりました。そして、岩井豊太郎氏のあの土地を買収していただきました。推定約6億7,000万と聞いております。推定ですよ、これは。企業誘致が1カ所だけで終わり、それはだめでしょう。

だから、あなたの答弁を聞くと、やはり誰のための買収をしたのか。企業誘致という名のもとにロイヤルゴルフを、ただそれを買収しただけではないのかと思えてくるんですよ。

その中には、あなたは言われました、高須輪中はほとんどが農地です。農地を、だから何とかして小さな企業でも参入できるようなことを考えませんか。ほとんどが農地、だからもうかる農業、倍もうかる農業、なぜ東京まで行くんですか。県に乗っかるんじゃない、海津市独自で、なぜ地元の若者にもっともっとPRをしないのか。あなたがその気がないからですよ。

いいですか、あなたにその気があれば……、私が今質問中です。あなたにその気があれば、もっともっと県や国に頼らずに、海津市独自でこの近郊の若者、海津市の若者はもちろんです。この近郊の方々に、海津市をもっともっとPRすべきではないかと私は思いますけれども、これはどう思われますか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まず、駒野工業団地はこれで終わりなのかというのは、これで工業団地として今やっているのをやり遂げてから、また土地開発公社から始めるということです。

しかも、これから東海環状西回りの開通予測が立ちますと、非常に企業さんに魅力が高まって来てくれるということがございます。したがって、これはこれで終わりということではなくて、ここで区切りをつけて、それができたら次へ進むということですので、御理解を賜りたいと思います。

それから、今、海津市の企業さんは非常に元気です。六鹿議員も御存じのように、山口化成さんやハビックスさんや特殊硝子さん、さらにはMTKさん、今、工場とか、拡張をさせていただいております。それで、今一生懸命、海津市の若者に勤めてきてもらえるように声をかけていただいております。

そういった意味で、私は今、相当海津市の雇用も深まっていくと思っていますし、それから海津明誠高校の生徒さんが、このところずっと100%就職しております。

それと、もう一つ農業のお話をされました。私は農業法人の総会、あるいはJAの16部会、総会、あるいは会合に出ております。そのときに、組合長さん、あるいは今は社長さんですかね、のお話では、幾ら声をかけても来てくれないと、そういう声がかかります。かといって、会社となってお父さんがやっているところにUターンして帰ってくる若者もいます。おむねの意見が、幾ら探しても、声をかけても見つからないので、何とか後継者をという声が大でありますので、それでトマト部会の若者が就農してくれております。その方々は、千葉とか埼玉とか三重県とか関東、岐阜県以外から来てくれていますので、そういう経験をもとに海津で農業をやってくれる若者を導き入れたいと、そういう思いを東京のほうに岐阜県さんと一緒に出かけたわけでありまして、それは実際に農業を担っている人たちの声なんです、ということで答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 当然、農業をなさってみえるお宅にもお子さんはお見えになると思うんですよ。これは発言はあんまりよろしくないかもしれませんが、当然私どももそうです。昔は男の子、長男がおれば後を継いでくれる、するもんだという時代が長いこと続きました。今は違うんですよ。子どもの将来の可能性の芽は摘むことはできませんよ。ですから、会社としての存続はしたい。そのために、自分の血筋を引かない者も当然入れて会社を存続させなければならない。そうしなければ、従業員もおる、これは当然なんですよ。

しかし、今、私が言うのは、海津市としてもっともっと地元でPR、アピールする必要があるんじゃないかと。だから、国や県の方針にのっとって、また何かののっとって、そういう中央に行くのではなくて、この近郊で、この地元で、地元から高校へ通ってみえる。例えば、農業の学校もありましょう、いろんなところがあると思うんですよ。そういうところをもっともっとターゲットにして、この海津市の若者が市外へ出ていかないように、魅力あるまちにするのが私や市長の責任ではないかと思うんですよ。

ですから、バスについては前回は答弁しました、そのとおりですと、それじゃあだめなんです。時代は刻々と変わっていくんですよ。やはりそのときの市民のニーズに、ニーズを先駆けて私どもはやっていかなくちゃならない、そう思うんですよ。

これ、横にちょっとそれますけれども、この海津市の建物、市役所の庁舎一つとってもそうですよね。トイレ一つとっても、市民の皆さんに言われました、どういうホテルのようなトイレ、これは、こんなものはつくる必要があるのかと、例えばそういった声もありますよ。

だけれども、つくったときから時は過ぎていくんですね。私はそんな話もしました。先を見て私どもはやっておるんですよ。ですから、市政も当然のこと、10年先を見越して2次総も当然つくられたと思うんですよ。この2次総の間に、もう時は移ります。

ですから、あなたがこのバスに関しては、前回もこのような形で答弁をしました、変わりませんよでは、あなた自身が何も変わっていないんですよ。そこら辺はよく考えて、もう少し答弁をしていただきたい。

このケーブルテレビは、大勢の方が見ておるんですよ。時には私どもは恥をかきます。市長も笑われますよ。ですから、お互いにそんなことがないように、海津市の将来を見越して、見据えて頑張っていきたいと思います。また、この件については答弁をもらっても同じですからいいですけども。

企業誘致、駒野工業団地がきちっとけりがついてからというような……。

〔「議長」と市長の声あり〕

○議長（赤尾俊春君） ちょっと待ってください、市長。

質問中でございますので、もう少し待ってください。指名するまでお待ちください。

はい、どうぞ。

○10番（六鹿正規君） 今回の企業誘致、駒野工業団地の開発まで随分かかりました。ですから、もしそういったことをこれから、駒野工業団地に限らず、もしあと1点か2点やりたいというような思いがあるのであれば、もう今のうちから将来計画を立てて動くべきではないかと思うんですよ。

うちには公社がないと。私ども平田町の時代には公社があったんですよ。私ども議員と、それから職員さんが理事で、お金なんか全くかからないような公社だったんですよ。そういった中で、ああいった今、平田のほうで頑張っておってくれる企業も誘致させていただきました。これは、ぜひ早急に、もしそういうお考えがあるなら、大きな計画、この辺にあと2点ぐらいつくりたいなというようなことを、私はぜひ今のうちから述べていく必要があると思うんですけども、そういった計画は今としてはないだろうと思うんですけども、将来の思いはありますか、お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） まず、コミュニティバスの話を少しさせていただきますが、私が市長になる前までは岐阜羽島駅までなかったんです。羽島市長さんからも許可をもらっていなかったんです。それを養老鉄道と岐阜羽島と結ぼうということでコミュニティバスを連結させていただきました。今、多くの人々に利用されています。

そして、一つはコミュニティバスにかかるお金、それから養老鉄道にかかるお金、そのお金の分を考えながら、これからまた考えていきたい。もし、新しいところへ出すのであれば、

どこかを削りながらやっていくということになるんだろうというふうに思いますが、今のところは今の計画で進めさせていただきたいということでお願いしているわけであります。

それから、新しいところにあるのかということです。これは後でまたお話をさせていただきますが、ある程度開通予測が立ってきたら、これは地権者の方々の御意見もありますので、どこどこというわけではありませんが、ある程度の腹案を持っているのは持っておりますので、またその際には皆様方の御協力をお願いしたいと、このように思っています。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 市長からこういった先の先に夢があるような答弁をいただくというのはなかなか難しいんですよ、これね。質問の仕方によってはそういった答弁が全くいただけない場合があるんですが、その市長からこうやって今、そうかそうかと、まだ工業団地はできる可能性があるんだなど。恐らくこのケーブルテレビを見ている方、またきょうも新聞社の皆さんもお見えですけども、またまた企業誘致を頑張るんだなあと、明るい話題ですよ、これは。大変なんですよ、だからこういった答弁を引き出すのは。

それと、今15万立米、この土の出どころは、今、明確にいただきました。なぜこんなことを聞くかという、国のほうでは、こちらのほうまではその影響がないかなと思うんですけども、放射能で汚染された、ああいった残土を公共工事に使ったらどうかというようなお話がテレビや新聞でも載っていることがあります。ですから、私どものあの必要な残土をどこで求めるのかなということを心配させていただいて、こういった質問をしました。これは今の明確な答弁をいただいたと思っております。

それからもう一点、これは随分昔のあれなんですよ。この間うちも、あの泥が仮置きだと、仮置きなんですよ。仮置きのまんま、例えば下に何か埋まっておるだろうと、掘ってみよと言ったって、これは無理な話です。だけど、ようやく仮置きの土が今度動きますよね。全部動きますよね。もとの地が出ますよね。そうすると、下に万が一構造物が残っておれば、当然出てくるわけですよ。なぜこんなことを言うかという、やっぱり何人かの方が心配してみえるんですよ。この埋め立てを、埋め立てというよりも仮置きをなぜ早めたのか、ということは、本当に中にあった構造物が完全に撤去されておるのかというような心配もされています。私自身そういった心配もしました。そして、いろんな下にこういったものがあるんじゃないかと、こういったものが残っておるんじゃないかと。例えば、ネットの支柱は倒してしまう、支障分はどうなのか、残っておるんじゃないかというような不安を持っておりました。

しかし、今回、仮置きのあの残土は全て移動させます。1億数千万かかりますね、これ。

そうしたことによってその心配が払拭されると、仮置きだと。土が完全になくなって、中に構造物が何もないというふうであれば、これは後で土地を買っていただくところに大変安心して買っていただくことができる。

なぜかという、この随分昔の書類ですよ、工業団地の開発に関する覚書、こういったことの中に廃棄物の撤去等の作業実施状況について随時監督するものとして、必要に応じ作業内容について指導または指示することができる。これは、もう今は随分職員さんも変わりました。なかなかはっきりした答弁はいただけんと思います。後々買われた企業が工事をするのに何か支障になるものが出てきたら、私どもの責任において掘り起こしてきちっとするというようなことが書いてあります。

造成が終わっちゃってから、企業が来て、企業が工事に入って、あれ、おかしなものがある、これは大変なことになるんですよ。ですから、私は今まで心配しておったことが、今回、仮置きが全て撤去されることによって完全に払拭されると私は思っていますけれども、これは部長にお伺いしたのがいいのかな。仮置きが全て済んだ時点で、たとえ1時間でも現状をオープンしていただけますか、お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 六鹿議員にお願いいたしますが、最初にお約束のとおり、質問については全文筆記でお願いするということになっております。しかし、関連ということで今回は認めますが、できるだけそういったことは全文筆記でお願いできるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 工事自体は土地開発公社のほうが行っておりますので、事業主体も土地開発公社でございますので、また土地開発公社と相談するしかございませんので、それ以上の回答はできません。よろしくお願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 今、議長のほうから御指摘をいただきました。私ども、この一般質問というのは私どもが通告をして、そして答弁をいただく、どんな答弁が来るかわからないんですよ。その答弁がわかれば、その答弁に対して、また質問もできますけれども、私どもだけが通告をして、その答弁を聞いて、今度再質問ってなかなかしづらいものがあるんですよ。しかし、そんなことは、これからまた考えてやっていきますけれども。

難しいことは、私、聞かんですよ。仮置きの泥は、全部撤去します、移動させますということは部長から聞いております。聞いておるんですよ。だから、その完全に撤去した段階で、後々の不安を払拭するがためにも1時間でいいから公に公開をしていただくように。

じゃあ、公社のほうへおっしゃってください。また、しなくてはいけない責任があるんで

すよ。なぜかといいますと、そういった答弁ですと、難しくなったんですよ、これね。

甲は、平成20年10月31日までに廃棄物等の撤去等を完了するという約束なんですよ。だけど、実際は12月なんですよ。こういったことが食い違っているから、ずうっとあるんですよ。だから、私どもも、この土地を買っていただいたお客様が何にも心配しなくてもいいような形にするのが私どもの責任じゃないかと思うんです。ですから、やっぱり私どもも目で確かめる責任があると思うんですよ。

さっきも言ったように、売りました、造成して工事に入りました、何かがあるよ、掘り起こします。そのときに、また膨大な時間もかかるでしょう。だから、そんなことがないように、一度オープンして、そのときにもしあれば、また考えると。なげにやないで自信を持って大丈夫ですよということが言えるから、私はその旨、公開する必要があると。土地を売る者としては、公社がその必要があると私は考えます。

ですから、じゃあこれはもう部長からの答弁はいただきませんが、ぜひ公社のほうへおっしゃってください。さもなければ、監視小屋を建てなければならないことになるかもしれせん。そんな大ごとにならないように、いいですか、ぜひ仮置きを全部撤去したら、1時間でいいですよ、皆さんに公開する、公開してほしいということを公社のほうへおっしゃってください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） ここで少し皆様におわびを申し上げます。

残り5分のチャイムが鳴りませんでしたので、次は鳴るようにさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

これで六鹿正規君の一般質問を終わります。

---

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、4番 松田芳明君の質問を許可いたします。

松田芳明君。

〔4番 松田芳明君 質問席へ〕

○4番（松田芳明君） では、よろしく願いいたします。

いつものように、一市民の目線で3つの質問をしたいと思います。

1つ目の質問です。

道の駅「クレール平田」の今後について、質問相手は市長です。

2つ目、増加する自然災害への対応について、これも質問相手は市長です。

3つ目、通学路の安全確保について、質問相手は教育長です。

では、質問内容に入ります。

1つ目、1年前におよそ1億円の工事費でリニューアルした道の駅「クレール平田」を今度どのように発展させていくのか、次の3点の説明を市長に求めます。

1. リニューアル後の売上額（直売所とレストランの売上額の合計）は、平成29年12月からことし10月の各月別にどのように推移していますか。また、その額は、前年度の各月の売上額を100%とすると、どのように推移していますか。

2. 平成29年度決算書に道の駅「クレール平田」の経営指導業務委託料として数百万円の額が上がっていましたが、どのような指導があったのでしょうか。また、それを踏まえて、今年度どのような点が改善されましたか。

3. 開設時、1億円以上の基金を積み上げた道の駅「クレール平田」ですが、前年度末には2,000万円を切りました。リニューアルを契機に、今後どのように道の駅「クレール平田」を発展させるのか、その方策を説明してください。

2つ目の質問です。

近年、集中豪雨、地震、台風等の自然災害が多数発生しています。海津市でもことしの台風21号では、公共施設を初め一般家屋でも多数の被害がありました。

そこで、市長に海津市の防災について、次の3点の説明を求めます。

1. 過去10年間の海津市が受けた自然災害の被害額の総額の各年ごとの推移はどうなっていますか。

2. ハザードマップ等も各戸に配布され、海津市は防災に関して先進的な市町の一つと私は考えていますが、避難所開設の訓練等、住民の意識向上を図る施策について、いかがお考えでしょうか。

3. 北海道での地震では、長期化する停電被害についての対策の必要性がクローズアップされました。海津市では避難所等停電についての対策はどのようになっていますか、説明をお願いします。

3つ目の質問です。

通学路の安全の確保について、教育長に次の2点の説明を求めます。

1. 前回、平成30年9月6日の私の一般質問、市内の小・中学校の通学路に危険と思われる箇所が233カ所あると判明したことに對して、今後どのように対応するのかの教育長の答弁に、建築基準法担当部局と再確認を進める。また、9月中に、警察、道路管理者と共同で通学路の点検をするとありましたが、その結果報告をお願いします。

2. その結果を踏まえて、今後どのように児童・生徒の通学路の安全を確保していくのか、市としての方針と手順の説明をお願いします。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の1点目の道の駅「クレール平田」の今後についての御質問にお答えします。

1つ目のリニューアル後の売上額の推移につきましては、道の駅「クレール平田」は、開駅後17年以上が経過し、施設の老朽化対策や安定的な経営改善に向けて、平成28年度からの国の地方創生拠点整備交付金及び地方創生推進交付金を活用してリニューアル工事を実施し、昨年11月25日にリニューアルオープンいたしました。

リニューアル後の売上げの推移ですが、直売所及びレストランの売上額の合計と前年度各月ごとの比較につきましては、平成29年12月、3,425万771円、対前年119.3%。平成30年1月、2,484万3,700円、123.6%。平成30年2月、2,487万9,319円、128%。平成30年3月、2,624万7,456円、114.9%。平成30年4月、2,314万3,322円、101.4%。平成30年5月が2,428万8,843円で97.9%。平成30年6月が2,213万1,299円、102.4%。平成30年7月が2,011万6,849円、97.3%。

なお、平成30年8月以降の比較につきましては、昨年8月から10月の間は、リニューアル工事に伴い、道の駅が休業期間でしたので、平成28年度との比較となりますので御了承願います。

平成30年8月が2,305万5,137円、102.3%。平成30年9月が1,795万3,457円、89.5%。平成30年10月が2,166万7,470円、86.3%と推移しています。

数字からもわかるように、リニューアルオープン後の売上額は順調に推移しておりましたが、ことしは例年に増して積雪が多かったこと、夏の記録的な猛暑や東海地方に大きな被害をもたらした台風など、異常気象等の影響により野菜の品薄状態が続き、対前年比で100%を下回る月もありましたが、現在は冬物野菜の出荷が順調に始まっており、今月以降は売上げ増を期待しております。

2つ目の経営指導業務委託でどのような指導があり、それを踏まえてどのように改善されたかにつきましては、地方創生推進交付金を活用して道の駅の経営改善策の検討を行いました。

主な内容といたしましては、直営方式の道の駅事例調査、テナント等運営者可能性調査、運営主体可能性調査、最適な運営スキームの抽出及びホームページのリニューアル等であります。

テナント等運営可能性調査においては、市内で想定されるテナント事業者へのヒアリング調査を実施し、事業スキームに関する意向を把握しました。

ヒアリングでは、現状の道の駅の運営形態を変える必要性を感じない。地元感を大切にし

てもらいたい、それが道の駅の特色であると。運営形態ではなく、商品力、独自性が必要などの御意見をいただきました。

運営主体可能性調査においては、道の駅を含む指定管理者の実績のある企業等へのヒアリングを実施し、指定管理者への関心度、コスト削減の可能性などを調査しました。

総合評価では、道の駅の運営に際しては、本市の政策としてサービスの継続が絶対的に必要となることから、コスト削減以上の公共サービスの継続の比重が高く、市の直営方式が有効との評価がなされましたが、附帯事項として、コスト削減の観点も重要であることから、レストラン運営についてはテナント方式の導入等の検討も必要であるとの指摘もあり、今後、検討してまいります。

また、道の駅のホームページは、スマートフォンからのアクセスを主眼に置いたシンプルかつ構造化されたデザイン、写真の多用、イベントや商品などの旬な情報を随時更新できるようリニューアルしております。

3つ目のリニューアルを契機に今後どのように道の駅「クレール平田」を発展させるかにつきましては、両道の駅では農業者の高齢化により農産物出荷者協議会の会員が年々減少しており、品数を確保できないという大きな課題に直面しております。この課題を解決する対策として、手始めにクレール平田の野菜の端境期に、南濃地区のミカンや柿等の生産者の方に会員になっていただき、果物の商品を充実させました。

今後は、さらに農産物の品数を充実させるため、市内農業者の方を対象に会員募集を進めており、会員数増により商品の充実を図ってまいります。

農産物以外でも、本市の特産品や6次化商品である柿酢、オグリキャップサイダー、ポーノポーク、ミカンゼリー、ナスのスイーツ、米粉の商品など、ふるさと海津応援寄附金特産品リストを含む魅力ある商品も充実させております。

また、レストランでは、リニューアルを契機にメニューを見直し、地元の食材を多く使用したクレール駅弁や新鮮なサラダバーなど、新たな商品展開による経営改善を進めております。

なお、コスト削減策としては、利用者が少ない時間帯の営業時間の短縮や、冷蔵庫、照明など省エネ家電への更新、人件費削減など、経費節減にも努めてまいります。

今年度も同様の経営改善指導業務を計画しており、さらなる売り上げ向上策や今以上のコスト削減策の提案を受けながら、両道の駅の安定的な経営改善を図ってまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

2点目の増加する自然災害への対応についての御質問にお答えします。

1つ目の過去10年間の海津市が受けた自然災害の被害額の各年ごとの推移につきましては、市の施設や地域の集会所、農作物や農業施設等の県へ報告した被害額及び災害認定を受けた

工事など、被害のあった年度と被害額は、平成22年度が25万8,000円、平成25年度が2,610万7,000円、平成26年度が70万2,000円、平成28年度が8万7,000円、平成29年度が858万円、平成30年度、まだ一部未確定でございますけれども、1億4,994万円であります。

被害額が多かった平成25年度は、9月16日の台風18号による豪雨のため、志津南谷が破堤し、その修復と、破堤先から土砂が農地に流入したことにより被害が生じたものであります。

今年度は9月4日の台風21号の暴風による被害がほとんどで、そのほかには落雷による下水道施設の被害もございました。

2つ目の避難所の開設の訓練等、市民の意識向上を図る施策につきましては、市では、各自主防災組織、自治会及び各種団体等の要請に応じる形で防災講話などを昨年度で延べ64回行い、約4,900人に参加いただきました。また、消防本部でも救命講習などを店舗や企業、教育施設、福祉施設などで実施しており、延べ136回行い、6,522人に参加いただきました。その際には、自助・共助の必要性を説明し、災害時は公的機関に頼るんじゃなく、住民みずからが避難所の運営をしていただく必要があるなど、自主防災の重要性について話しております。

なお、今年度では、海西地区やNPO法人海津市防災士会により避難所開設訓練がそれぞれ行われており、高須地区でも来年2月に計画されております。

今後も自主防災組織等に避難所開設訓練の重要性を提唱するとともに、計画される組織につきましては、適切なアドバイスをするなど支援しながら、避難所の円滑な運営のための体制づくりと市民の防災意識の高揚について啓発を図ってまいります。

3つ目の避難所等停電についての対策につきましては、自家発電装置や蓄電施設による電源確保が考えられますが、設備を備えるには多額の投資が必要となりますので、現時点では備蓄しております可搬式の発動発電機やLEDランタンによる対応を考えております。

今回の台風では停電していなかった避難所もありましたので、停電していない避難所への集約をするなどの対応も検討していく必要があると考えております。

なお、中部電力では、さきの台風被害を受け、早期復旧や情報発信の強化に向けた対策を発表しており、本市としましても、中部電力との連絡を密にし、停電情報の把握に努め、避難所開設の判断材料とし、避難される方にできる限り御不便をかけないよう避難所を運営してまいります。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） それでは、松田芳明議員の3点目の通学路の安全確保についての御質問にお答えいたします。

1つ目の通学路の点検結果につきましては、各小・中学校から報告がありました危険と思われるブロック塀など、合計233カ所を建築基準法担当部局とともに再確認した結果、ブロック塀の高さが基準を超えているもの、46カ所、傾きやひび割れがあるもの、27カ所がありました。

また、9月に実施しました不審者対応の視点も加えた警察や道路管理者等との合同点検では、各小学校から抽出されました防犯の観点から危険があると認められる26カ所を点検し、児童を見守る目の状況と環境整備の状況チェックなど、点検結果を踏まえた対策案を取りまとめております。

学校におきましては、これら危険箇所の点検結果を児童・生徒への安全指導に生かしております。

2つ目の今後どのように児童・生徒の通学路の安全を確保していくのかにつきましては、平成24年以降に全国各地で登下校中の児童の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生するといった非常に痛ましい事故が相次いで発生したことを受けて、平成26年度から海津市通学路安全推進会議を開催し、交通安全対策の実現を図っております。

しかし、本年5月には下校途中の児童が殺害された事件及び6月に発生しました大阪北部地震によるブロック塀の倒壊により児童が亡くなる事故を受け、交通安全の観点だけでなく、防災上の観点と、また防犯の観点を含め通学路の安全確保を図っていく必要があると考えております。

今後、海津市通学路安全推進会議規程を改正し、交通安全、それに加えて防犯・防災の3つの観点から、児童・生徒がより安心して通学できるよう安全対策の協議の場としていく覚悟でおります。

手順といたしましては、各学校から危険箇所を抽出してもらい、通学路安全推進会議において点検箇所の設定と安全対策案を協議し、各実施主体が協議結果に基づき安全対策を行います。安全対策の実施後におきましては、効果の検証を行い、さらなる安全確保を図るものであります。

いずれにいたしましても、通学路の安全確保は、学校と保護者や地域住民、また警察や道路管理者などの関係機関との連携が重要であり、地域社会全体で子どもを守っていくことが不可欠であると考えておりますので、御理解、御支援いただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[4番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） どうもありがとうございました。

1つ目の質問から順番に再質問をお願いしたいと思います。

まず、1つ目の質問なんですが、今、市長からの報告によりまして、リニューアル後、もう少し売り上げが伸びているのかなあと思いましたが、残念ながら前年との比較では、2月の128%が最高で、5カ月ぐらいは100%を超えた。つまり、前年度よりも売り上げが伸びたということだったんですが、残念ながら5月ごろからあんまり芳しくない。市長の答弁にもありましたが、それは農作物が積雪とか台風とか、いろんな状況で余り出荷されなかったのが原因だということでした。そのためにちょっと考えていることなんですが、私が考えていることがちょっと答弁にはなかったんですが、この間の市報に載っておりまして、ああ、ありがたいなあとと思ったんですが、ちょっと読ませていただいてもいいですか。

○議長（赤尾俊春君） はい。

○4番（松田芳明君） 市報かいつの12月号の11ページに、道の駅「クレール平田」農産物直売所出荷者募集という項目がありまして、募集人員は30名程度ということなんですが、市内で農産物を生産し、農産物直売所運営協議会会員としてクレール平田へ出荷が可能な人というようなことであったんです。これは、私、3年前にこの道の駅の件について質問させていただいたんですが、そのときをお願いしたのは、先ほど言われたように、古いので何とかしてお金を融通して新しくしてほしいということと、それから昔は平田町のものでしたので、平田の地元の人だけがその会員になれるというような規約があったんだけど、これが海津市になったんだから、海津市全部の力で何とかしてクレール平田の売り上げを伸ばしてほしいということで、海津町とか南濃町の方にも参加していただくような方式はとれないかということでお話ししたんですが、そのときは考えておきますということで終わったんですが、こうやって今おっしゃっていただいたこととか、この市報に載ったこととか、いろいろ検討されていて非常にありがたいと思います。

私が言いたいのは、要するに地元の皆さんがお金をもうけていただくようなところにもしてほしいし、あるいは先ほど市の直営でやったほうがいいのかというようなことを業務委託のほうで提案を受けたというようなことだったんですが、直営なら直営で結構なんですが、何とかして市もある程度もうかるような、いろいろなそういう算段をしていただきたいということで、今後のことに期待したいと思います。

ただ、そのときに私がちょっと感じたのは、もう少し、直営なら市がちょっと力を入れて、その農産物運営協議会の方と相談したり、道の駅の方と協議したりして、何か戦略を練るといような、そういう会議をちょっとふやしていただきたい。市がもっと力を入れてほしいと思うんですが、そのあたり、市長はどんなふうにお考えか、お聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 今、12月の市報のお話をさせていただきましたが、この海津市全域に広げていくというのは前々からの課題で検討していただいております。ただ、出荷者の皆さん方がなかなか御理解をいただかないとこれは進められないということで、ようやく御理解をいただいて、30名ほど新規の方を募集したわけでありまして。答弁にも答えましたよ。それと、あと果物もプラスしていくということです。

平成12年にあそこはオープンしまして、当初130人、150人ぐらいいらっしゃったのかな、130人ぐらいが非常にたくさんの野菜を出荷していただきました。しかしながら、平成12年からですから18年経過して、やっぱり御年齢も上がってきますし、つくられる面積も減ってきております。

したがって、その出店していただく野菜を何とか確保したいということで、出荷者協議会の皆さん方の御理解をいただいて、今回、御理解がいただけたので、全市で30人ほど募集をするということでございます。

当然、仰せのとおり、戦略を練るということは大事なことですけれども、ある程度のお店の考え方を持っていないと、これは前へ進まないというふうでありますので、出荷者の皆さん方と御協議をしながら、より利益が上がるように努めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

ここで1つ、第2次総合計画を平成30年1月に提出されましたが、その中にクレール平田施設運営理事会のところで目標というか、一応設定されました。平成28年度の実績では、直売所とか、あるいはレストランに見えた方が25万9,321人ということで、これは実績なんです。平成29年度は工事がありましたのでないんですが、平成30年度の目標が27万8,000人という目標があったんです。残念ながら、上半期、4月から9月までの合計では25万人ほどということが平成29年度にはあったんですが、それが平成30年度には上半期だけで11万8,212人ということで、10月から3月までの半分として2倍すると23万6,424人と、増加しても25万にはちょっと満たないんですね。ですから、この平成30年度の目標が27万8,000人と書いてあるんですが、これはかなり下回るんじゃないかと。となると、平成31年、平成32年のこの目標も28万3,000人となっているんですが、これもかなり難しいのかなあと。だから、私はこの目標を達成してほしいと思っていますので、また新たな戦略というか、そういうのを練っていただきたいと。これは要望ですので、市長によろしくお願いしたいということで、次の2つ目の質問に入りたいと思います。

2つ目の再質問に移らせていただきます。

2つ目の再質問なんですけど、先ほど市長に答弁していただきましたが、海津市はこの10年間で余り大きな被害に遭っていない、非常に安全な地域だということをおっしゃっていただきたくてこの質問をしました。

ことしは50年ぶりの風の強い台風ということで、あの台風21号の被害は1億あったということなんですけど、これは何十年に1遍のことなので、非常に住みやすいところだということをおっしゃりたいと思って一番最初の質問をさせていただきました。

2つ目は、先ほども申しましたが、海津市は防災に非常に力を入れているということをおっしゃりたいなあとおっしゃっています。

問題は、ハード面というのか、外見が整っても、やっぱり中身の問題だと思うので、やっぱり住民の方にこの意識向上を考えていただくというのが一番だと思います。

先ほど答弁の中にも先進的な地区ということで海西地区は2度、先ほど言いましたが、避難所開設の訓練をされました。来年、高須が行われるという話なんですけど、ちょっと地域の方に聞いたところによると、そのほかにも帆引新田とか、吉里とか、いろんな先進的な取り組みをされているところがあるとお聞きしたんですけど、そのあたりちょっと詳細を説明していただけますか。

○議長（赤尾俊春君） 危機管理局危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

先ほど先生がおっしゃったように、日原防災さんですとか帆引新田なんかでは、今、結構防災訓練を一生懸命やっていますし、下多度地区でも地区的にやってみるところも多くございます。

答弁の中にありましたけれども、海西地区では避難所運営訓練を2回目、校区でやってみえますし、昨年法人化された海津市防災士会につきましても、この間、平原の集会所で泊まり込みで、電気・ガスが不通でというような状況の中でそういった避難所の実際の運営訓練をやられております。

そういった防災士を育てることに、今、本市では力を入れていただいております。そういった方がそういった避難所訓練等を通じて、各地区でそういった力を発揮していただければというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 先ほど道の駅「クレール平田」のときもお話ししたんですけど、ことしの1月に出された第2次総合計画では、この自主防災組織の数をふやしていくということで計画が設定されているんですけど、平成30年度の目標は96カ所ということだったんですけど、これは達成されたのかどうか、ちょっと教えていただきたいとおっしゃいます。よろしくおっしゃいます。

す。

○議長（赤尾俊春君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

自主防災組織の数としましては、平成30年度初めで96カ所でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

この目標には平成30年度が96ということで、達成されているということなので、その平成31年、平成32年と98、100というような目標を設定されていますので、これが一つの市民の意識向上に役立つと思いますので、ぜひお願いしたいなあということを思います。

それから、次なんですけど、先ほど市長の答弁にもあってありがたいと思ったんですが、停電なんて余り最近なかったわけで、台風21号のときにかなり停電が市内でもあって、市のほうにいつ電気が通るんだというようなクレームというか、そういう電話がかかり入ったということでお聞きしています。

で、中電との連携をとということが市長の答弁にもあったんですが、こういうことはできないかという一つの提案なんですけど、これはことしの11月9日の岐阜新聞に載ったものなんですけど、多治見市では災害時に中電と連携ということで、そういう停電のような災害が発生した場合に、中電の職員が市のほうに赴いて、そしてなかなか市では停電とか、そういう情報はわかりづらいので、その中電の職員が対応するというようなことで提携を結んだという記事があったんです。こういったことは考えられないのかなあということを思っているんですが、いかがでしょうか。市長、どうですか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 大変停電で御迷惑をおかけしたと思っておりますが、あの日は200本ぐらい市役所に電話が入ったんですね。若い皆さん方は中電のホームページをごらんになることができる。ただ、電気が通っていなかったら見られないということでございまして、実はおとついで、岐阜県さんとの会議があって、その中で申し上げたんですが、中電さんのホームページの情報を密に連絡をとりながら開いて、それを市の広報無線でお知らせすると、そういったようなことを中電さんも考えておられるようですし、我々もそのことを市民の皆さん方に説明をしておりますので、それをやっていきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

そんな200件もあったというのは知らなかったんですが、かなりあったということをお聞

きしていたので、何らかの対策をお願いしたいということを思います。

最後に、その台風21号等のときに海津市では4カ所が緊急の避難所として開放されたというのを伺ったんですが、そのときにいらっしゃった方はそんなに数は多くなかったんですが、かなり高齢の方もいらっしゃって、若い方だったら、今、市長が答弁されましたように、スマホとか、そんなんで情報がわかるんだけど、その情報を得るために大きな画面のテレビが欲しかったというような避難所もあったとお聞きするんですが、そのあたり、ちょっとどんな状況だったか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 危機管理監 白木法久君。

○危機管理局危機管理監兼監察室長（白木法久君） お答えします。

福祉避難所のほうですけれども、例えば2階にあったテレビを下へおろしてきて視聴いただいたとか、テレビがある施設につきましては、そういった対応をとらせていただきました。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 4カ所の中でテレビがなかったところというのは何カ所あったんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 危機管理課長 丹羽雅也君。

○危機管理局危機管理課長（丹羽雅也君） 南濃町の女性の家と聞いております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） やっぱりせっかく開放されているならば、そういったことも、今、予算の時期なので考えていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

その情報を提供するというので、テレビなんかはそういう開設される避難所には置いてほしい。ただ、停電になったら、これはどうしようもないというか、そういうことになると思うんですが。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 海津市は松田議員さんから評価していただいたように、早目早目に行動して対応しております。その中で、今、初めてテレビの話を聞いたんですけれども、婦人の家にはなかったかなあ、ちょっと検討してみます。

○議長（赤尾俊春君） 済みません、また残り時間5分というのが鳴らなかったんで、一応4分46秒ですので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ぜひよろしく願いしたいということで、この件については終わりました。

いと思います。

最後なんです、通学路の件なんです、調査していただいて非常にありがとうございます。私が予想していたよりも数が少なかったもので、これからは各学校等でいろいろ話し合い等が行われると思うんですが、ちょっと議長、よろしいですかね。教育関係ではないんですが、建築関係にちょっとまたがる質問なので、よろしいですか。

○議長（赤尾俊春君） 専門的なことをお聞きしたいということですか。

じゃあ、許可をいたします。

○4番（松田芳明君） よろしくお願ひします。

これは、今のブロック塀の傾きとか、高さの件とかにもちょっと該当するんですが、一般の市民の方からすると、そういったときに一般の家屋とか塀とか、そういうのがあったときに、何かちょっと問題だなあということがあったら、市が調査して指導とか改善の勧告をするとか、そういうようなことを認識されているような方がいらっしゃるんですが、それは市ではできないというようなことをお聞きしたんですが、そのあたり、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○議長（赤尾俊春君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

建築基準法による行政指導のことだと思いますが、こちらのほうは建築主事を置く特定行政庁でなければそういう指導、勧告とか、そういうことはできません。具体的に言いますと、建築主事を置く西濃地区の特定行政庁と申しますのは、西濃建築事務所、それと大垣市が特定行政庁に当たります。

当然、市としましては、特定行政庁ではございませんのでそういう指導はできませんが、できることをさせていただくということでございます。よろしくお願ひいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） その辺、前回の定例会でも私と浅井議員が質問させていただいて、市長のほうで善処されて、今定例会にこういうブロック塀などの改修をするときに補助金を出していただくというようなのが入っているんですが、非常にありがとうございます。そのときに、今おっしゃっていただいたように、建築主事という資格を持った人がいないところは今のような指導、勧告ができないということだったので、市のほうではどのような対応をされるのかということだけ最後にお聞きして終わりたいと思いますが、お願ひします。

○議長（赤尾俊春君） 建設水道部長 菱田一義君。

○建設水道部長（菱田一義君） お答えします。

今のお話でできることということなんです、放置することによって危険度が増す、ひび、

傾きがあるブロック塀や基準以上の高さのブロック塀の所有者の方には、教育委員会と協議しながら、危険である可能性があるということを所有者の方にお伝えしていきたいと思っております。お願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。事故があつてからでは遅いのでということをお願ひして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（赤尾俊春君） これで松田芳明君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

(午前10時21分)

---

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

---

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（赤尾俊春君） 11番 藤田敏彦君の質問を許可いたします。

藤田敏彦君。

[11番 藤田敏彦君 質問席へ]

○11番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は1点、海津市の現状の政策で明るい未来を期待できるか、質問相手は市長であります。質問内容、来年度の予算編成に向けいろいろ検討されていますが、前年度に続き大幅な緊縮予算になると伺っております。市民各層からかなり不満の声を聞いております。

また、平成17年3月の3町合併以来、直近10年間で5,000人以上の人口が減り、増減率マイナス12.5%にもなっています。ちなみに、近隣市町の輪之内町はマイナス0.4%、いなべ市はマイナス2.8%、桑名市は何とプラス3.4%となっております。著しく海津市は人口が減っています。このままでは、小・中学校の統廃合、建設土木費の大幅削減、住民サービスの低下は避けられず、大変なこととなっていきます。これは、農業振興に力を入れた余り工業振興がおくれ、若年労働者が働き場所を求め他の市町村へ移住した結果であります。駒野工業団地の着工が10年間塩漬けであった不幸な事情を勘案したとしても、この間、他所での工場誘致の対策を講じず、人口減を最小限に食いとめるための対応が無為無策であったと言わざるを得ません。

現状のままでは、市民1人当たりの歳入市税が西濃2市4郡12自治体の中でも大野町に続

き下位から2番目となっており、若者の流出、高齢者の増加に伴い、ますます歳入市税が減収となっていくのは火を見るより明らかであります。

輪之内町では、海津市と地勢的条件がほぼ同一にもかかわらず、工業振興に力を入れられた結果、過去10年間で40人しか減っておらず、若者が定着し、働ける地元の職場を確保して人口の流出を防いでおります。また、平成30年度一般会計予算額において住民1人当たりの歳入町税が海津市の11万4,000円に比べ、約37%増の4万2,000円多い15万6,000円となっております。海津市とは大きな差が生じております。財政力を比較すると一目瞭然であります。

市長以下市職員は、市民が安心して暮らすために、早急に工業振興を図り、安定財源を確保できる施策を打ち出すことが最重要課題であると考えます。

例えば、土地の固定資産税評価額は、農用地に比較し、工場用地はほぼ100倍以上となり、高須輪中土地改良区面積3,000ヘクタールのうち、わずか1%の30ヘクタールを工場用地に変更するだけでも改良区全面積の固定資産税とほぼ同額となる現実があります。せめて高須輪中土地改良区のうち4%、120ヘクタールを農業振興地域除外地域とすれば、駒野工業団地と同等面積の工場用地が10カ所も確保できます。

市長は、いつも議会答弁で農業振興が海津市にとっては大事な施策と唱えているが、このままでは優秀な若者の流出が続き、市の衰退は避けられません。頭を切りかえて、近隣市町の輪之内町、桑名市、いなべ市に倣い、工業振興に力を入れ、工場誘致を行い、若者の定着を図るために大胆な施策の変革を行い、歳入市税の増収確保に努めるべきと考えます。海津市が発足以来、過去13年間の旧態依然の市政をこのまま続けられ、緊縮予算のままでよいのか。

今現在、駒野工業団地への企業誘致が進んでいると聞いておりますが、固定資産税、法人市民税の今後の増収につながる新たな工場用地の予定及び確保はどのようになっているのか。

そして、岐阜県土地開発基準に定める開発面積が0.6ヘクタール以上の工場用地に求められる国道、県道、市道のうち、道路幅員9メートル以上の道路に接する具体的な計画地及び候補地を見出すべきと考える。

また、農村産業法の改定に伴い、産業を導入すべき農業振興地域除外地域を指定し、土地利用計画及び実施計画を図るべきと考えます。海津市は、農地法による否定的な意見を羅列するのではなく、地元の若者が地元で働き、結婚をし、定住できるような工場誘致に向けた肯定的な施策を提案されることを強く希望いたします。

そして、近隣市町財政力比較表を見た市長の感想と、この提案に対して前向きな実効性のある具体的な施策を表明してください。

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の海津市の現状の政策で明るい未来が期待できるかの御質問にお答えします。

まず、藤田議員に作成していただきました近隣市町財政力比較表を拝見した感想でございますが、確かに人口減少は進み、それに伴い、市税額も減少しております。このことは承知しており、今後も重要な課題であると認識しています。

平成17年3月28日に海津市が誕生して、ことしで13年目を迎えます。議員仰せのとおり、合併当初は4万人を超えていた人口が現在ではおよそ3万4,700人となってしまい、人口減少対策が喫緊の課題であることは言うまでもありません。

深刻な人口の減少傾向に対しては、さまざまな施策を組み合わせながら歯どめをかけていくことが重要であります。既に対策は打ち出しておりますが、さらなる施策の実行は欠かせません。雇用の拡大、地域のにぎわいの創出、子育て環境の充実、安心・安全の確保といった諸施策について部署横断的に取り組み、全方向に対策を講じる必要があると考えております。

その中でも、議員仰せのとおり、若者が就職できるような職場環境を整備することは、長期的な人口減少に歯どめをかけるために有効な方策であります。

効率的に雇用環境を整えるためには、できるだけ規模の大きな企業を誘致する方法が望ましいと考えております。

そのためには、相応の規模に見合うだけの大きな用地が必要となってまいります。当市の行政区域、特に高須輪中には広大な田畑が広がっておりますが、現在の法律では農用地に工場等を建てることはほとんど不可能となっており、民間が転用するのに大変苦慮しているのが実情であります。

その一方で、広大な農地は、それだけ大規模施設を比較的容易に整備できるという魅力があります。例えば、農業の活性化に寄与するような業種を直接のターゲットとして優遇措置を定めるといった手段も考えられます。

まず、新たな工場誘致の予定及び確保はどのようになっているかにつきましては、六鹿正規議員の御質問にも御答弁しましたように、分譲を直接の目的とする工業団地を公共投資の手法により確保する事業は、駒野工業団地を完成させるということでございます。

議員御存じのとおり、本市には土地開発公社がありませんので、駒野工業団地が完売した段階で、改めて岐阜県土地開発公社との協議、検討を開始したいと考えております。

また、東海環状自動車道の西回りで整備を進めておりますスマートインターを中心に、工場や店舗の輪が広がっていけばと期待をいたしております。

なお、場所選定の際の幅員9メートル以上の道路に接した区域かどうかにつきましては、

真っ先に確認しなくてはならない前提条件であると認識しております。

次に、工場誘致に向けた前向きな実効性のある具体的な施策の表明につきましては、具体的な施策として以下の取り組みを始めております。

1つ目としては、これまでさまざまな機会を捉えて、国や県に対しまして農振農用地の除外に関する運用基準をもっと緩和してほしいと強く要望してまいりました。

議員仰せの農村産業法は、正式には農村地域への産業の導入の促進に関する法律で、農村地域における農業と工業の均衡ある発展を図るための制度であり、活用できれば有効な手だてになり得ると考えています。

まず、県が基本計画を策定し、次に県下の市町村が実施計画を策定し、一連の流れとして順番に国が同意することで誘致促進の効力を発揮します。

農村地域において立地ニーズが高いと見込まれました特定の産業が市町村の実施計画に沿う形で導入される場合、導入対象区域が農振農用地から除外されるという仕組みです。岐阜県においては、現在、基本計画を策定中であると伺っております。ただし、具体的な企業の進出計画がなければ、除外を希望する区域を実施計画に掲載できないという課題があります。

法律が改正されたばかりで運用方針に未確定な部分の多い制度でもありますので、これからの制度運用の動向を見きわめながら、可能な範囲で新たに導入すべき産業種別と場所を適切に検討してまいります。

2つ目としましては、部署横断的取り組みとして、庁舎内に企業誘致活性化検討会を組織し、一定規模以上の誘致案件が生じる都度、各課所管事務を横断的に調整することで企業側の問題点の解決を図ってまいります。

3つ目として、企業の流出を未然に防止するため、企業訪問並びにワンストップサービスを実施しております。市内企業の皆様にとって、いわゆる御用聞きであります。岐阜県では企業コンシェルジュと呼ばれており、対応の早さを何よりも重視してまいります。

ここで強く申し添えたいのは、現在、市内の多くの企業は大変元気だということであり、全体的に主要企業の活動がここ数年来、かつてないぐらい活況を呈しているのではないかと印象があります。

市内の在来企業は活発に動いています。例えば、東証への上場を果たしたり、業績の向上に伴い、莫大な設備投資を行ったり、工場用地を拡張したり、大規模な増築計画を立てたりしています。一部ではこれらの動向に地元の若者の雇用が追いつかないという声さえ聞かれるほどです。この動きをとめないよう、これからも企業からの細かいニーズに対応してまいります。

4つ目として、現在、本市において特定の条件がそろった場合、初期投資された土地建物及び設備等の固定資産に係る税を減免するなどの企業立地を促進するための優遇制度はあり

ますが、今後、さらなる拡充を図ってまいります。

具体的には、新規地元雇用の努力に対して交付される雇用奨励金について、交付単価や交付対象者数を引き上げる、優遇措置の対象業種の範囲を広げる、新規地元雇用者数の下限規制を緩和するなどの取り組みにより、企業立地をさらに進めることができると考えております。

これまで述べてきた対策が実を結び、当市の産業構造に少なからぬ変革をもたらして、若者がまちにあふれ、豊かで活気に満ちた海津市になればと、そんな夢を描いております。

海津市に住んでよかった、ずっと住んでいきたい、そう思えるようなまちづくりを目指して、これからも不断の努力をもって取り組んでまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 御答弁ありがとうございます。

しかし、今のお話ですと、何か明るい未来があるようなお話でございますが、実際は、12月4日の新聞ですね、市長も見られたと思いますが、県内の選挙人名簿の有権者数ですか、これなんか見ますと、これは本当に情けないなといえますか、海津市の人口に対する減が物すごく多いと。だから、これはちょっと皆さんが見られて、非常に今の行政のやり方で疑問を感じておられる方がいっぱい見えると思いますけどね。岐阜市なんかは人口が41万人で、減が125人ですか。そして、西濃地区になりますと、大垣市は16万人都市ですね、これは65人減と、海津市は3万4,700どれだけですか、それで121人減と、こういうものを見ても、やはりこの数字というのは非常にわかりやすいですから。

私もそういう今の農用地を外して工業用地というのは、高須輪中の3,000町歩を、それを例にして数字を挙げたら市民の皆様に理解がしていただけたらと思って挙げたわけですが、市長の話だと、非常に元気な企業があってというふうに言われたので、私は少しはありがたいなというふうに思いますけれども。

じゃあ、市長に御質問しますが、こういう地勢学上同じ輪中地域の輪之内がどうしてもこんなに、個人の会社を上げるのもなんですが、エフピコが第1、第2、第3、第4、第5工場も計画されると。だから、そういうのはなぜ、もちろんそういう農地法に関するハードルとか、そういうのは海津市とは条件が違うと思いますが、それはなぜだと思いますか。私はもう二十数年前から輪之内の方といろいろ交流がございますので、なぜ土地がまとまるかということは、何か一つ答えていただけませんか。

〔「それはざくつとしたもの」と呼ぶ者あり〕

○11番（藤田敏彦君） じゃあ、いいですよ。

○議長（赤尾俊春君） ちょっと質問が的確でないので、申しわけないんですが、もう少しの  
確な質問をお願いします。

○11番（藤田敏彦君） じゃあ、市長にわかりやすい質問を。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） じゃあ、これはちょっと唐突だったからあれですが、輪之内町は、市  
長、やはり農家の方、我々の輪中地域と一緒にですね。そうすると、その農家の先祖から代々、  
もう農地は絶対売らないという、そういう家庭が見えるわけですね。ところが、世代がかわ  
って、おじいさん、親、息子、どんどん世の中も変わり、周りも変わっていく。そういうと  
きに、替え地をするんです。じゃあ、絶対売っちゃいかんという、息子や孫が売ってもいい  
と思っておったって、これは先祖の決まりだということで、それでそういう人と交換するわ  
けです。そうすると、ああいう広大な、ああいう企業の土地がどんどんふえていくわけす  
ね。それでああいう工場誘致ができるわけですね。だから、そこはいろんな考え方がありま  
すが、そういう考えもありますので、海津市もそういうものを外すんだったら、市長も職員  
の皆さんも汗を流して、そういう替え地をしてまとめていくというか、そういうことが私は  
いいと思いますので、参考までにと、私はそういうふうに思っております。

それと、市長も先ほど言われましたが、やはり県のほうへいろいろお尋ねしますと、県土  
連は、昔はあやふやなそういう農地転用は全く受け付けないと。ところが、企業がほぼ、  
100%近いぐらい来るというふうになった場合、そうすると県土連のほうも、じゃあそう  
いう話に乗りましょうと。だから、そういう農地転用、いろいろハードルを外して、じゃあこ  
れもやはり市の税収につながるわけですから、だから許そうと。だから、それはハードルは  
確かに以前と比べてきつくなった、市長のおっしゃるとおりだと思いますが、そういうと  
ころも、やはりきちっとした企業を誘致して、皆さんで汗をかいてやれば、そういう近隣市町  
の人口を減らさない、そういう政策をとっているところに少しでも近づくと私は思ってお  
ります。

そして、海津市も観光、農業とか、いろんなことに力を入れてみえる方がお見えになりま  
すので、やはり食というのは非常に大事だ。私も少しの田んぼもあり、営農にお世話になっ  
たり、畑はちょっと荒れておりますが、農家のそういう現状というのはよく知っております。  
ですから、そういう中にも工場誘致が大切、やはり入りというものが大事だということす  
ね。

我々議員も、はい、事業をお願いします。はい、福祉だ、教育だと、こうやって言っても、

やはり入りがなきゃあ何もできないわけですね。だから、人口が減っていったら税収が少なくなる、これは当たり前のことですが、やはりここで市長も頭を切りかえていただいて、私は新しい未来に向かっていかなきゃいかんというふうに思います。

一つの例を出しますと、市長は、いなべ市とか、ああいうところはしょっちゅう行ってみえると思いますが、私はいなべは本当にしょっちゅう行っていますし、発展ぐあいはこちら見ております。

いなべ市には、デンソーを初めトヨタ車体、そして最近はやまざきマザックとか、神戸製鋼とか、すごい企業がどんどん出てきました。それで、庁舎は今建設中ですね。庁舎は、今90億近いようなものをつくっております。それで、まるきり今のいなべ市役所をどーんと変えちゃって、だから西回りの環状線のすぐ横に今どんどんすごいものをつくっております。あんな地盤のいいところでも免震だそうです。これはネットを見ていただければすぐわかると思います。

だから、そういうところにもっともっと刺激を受けて、やはり海津市も、もう若者を逃がさない、若者が定着するような、そういうまちづくりを、やっぱり議員も市長も職員の皆さんも一丸とならなきゃあ、我々がいろんなことを要望するのが本当にパフォーマンスみたいな感じになっちゃいますので。やはり我々は市民の皆さんの負託を受けて、こうやっぺいしている質問させていただいておるわけですから、やはりない袖は振れない、入りというものを大事にしなきゃあ。人口減少は全国的なものだというふうに思っぺいはだめですね。やはり近隣市町で一生懸命頑張っぺいおるまちがあるわけですから、そういうところを見習っぺい、やはりこれは最重要課題と私は考えっぺいしております。そうすれば、市長、こういう要望が来まっぺいした、こういう要望が来まっぺいした。これも、やはり入りがあれば、どんどんとそれは解消して、住民サービスにつながるわけでありまっぺいす。だから、そのところをもう一度市長の答弁を、やっぺい強い気持ちで、よろしくお願ひしまっぺいす。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 企業誘致、それは非常に大事であるということは認識をいたしてあります。近隣市町で非常にそれが進んでいると、それはそれなりの理由があるわけでありまっぺいす。そういったことを海津市にも、海津市であるもので勝負をしていきたいというふうに考えっぺいしております。

高須輪中は、28ぐらいの農業法人になります。今、1つの法人が投資をして元気にやっぺいしております。そう思うと雇用が生まれるでしょう。

さらには、先ほどおっぺいしゃいましたように、答弁でもお答へしまっぺいしたが、企業が来ると、そうすればそこは県との話し合ひができる。そういったことも、今、一つ進めておっぺいしまっぺいす。それと同時に、今現在ある会社が拡張をしたいと、そうした場合は5割までは拡張でき

るわけでありまして、今、多くの会社はその制度を利用して拡張をいたしております。そこで、さらに雇用が生まれてくればよいと思っています。

そして、確かに高須輪中、農業が主産業であり、そこにはあらゆる施設が入っております、その施設が老朽化しております。それを改修していかなくてはいけない、そういったことも含めて均衡ある発展をしていきたいと。

先生がおっしゃいましたように、その来る会社があれば検討ができると、そういう話が今来ておりますので、頑張っってやっていきたいと思っております。

それから、何よりも今、この地域が安心・安全であるということが企業さんにも来ていただきやすいと思っています。そういった意味で、揖斐川の右岸堤、左岸堤、これを完成堤にする。

さらには、交通の便利性を高めるといったことで、東海環状西回りは早急に進めていただく、その中で企業誘致活動をしっかりやっていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 市長が前向きに考えていただいておりますということで少しは安心いたしました、やはり先手先手を行かなきゃだめです。

この前もスマートインターといいますか、そういう西回りの起工式がありました。じゃあ、今度工事が始まると。だったら、それが来るということは、やはり企業誘致ができる絶好のチャンスですね。だから、交通アクセスで、関ヶ原線へ抜ける、いろんな曲がりくねったのを真っすぐにするとか、市長はいろんな考えを持って、今まででも議会でもおっしゃいました。やはりそういう来る、着工だというときには、もうどんどん先手を打たなきゃだめですね。できてしまった、企業、それではだめであります。

一つの例を出しますと、養老インターの南に何ができると思いますか、市長、御存じだと思いますが。

我々が以前にサラダコスモという、チコリの野菜でお世話になって、無農薬とかいろんなことで。結局は、養老町にとられたという言葉は悪いですが、あちらに10ヘクタールぐらい、小麦と大豆をつくるわけですね。建物は3階建てで農地転用が出ております。小麦でパン工房ですね、大豆で豆腐工房、それで道の駅のようなものを計画しておると。だから、そういう排水関係のいろんな問題がありますので、何十回とサラダコスモの社長が来て、養老町へ行って説得をした。あれは、市長、悔しいと思いませんか、私らが先に手を打ったわけですから。

だから、これからも……、サラダコスモはサラダコスモの考えでやっておるわけですから、だからその交通アクセス。中津川にああいうちこり村をつくったとか、インターができれば、ああいうものがすぐできて集客をすると、だから、そういう先手先手ですからね。

だから、これは起工式が終わったら、じゃあ、あいている土地はどこがあるんだろう、農地転用が可能なところはどこだろうというふうにどんどん、地元説明会までこぎつけるにはなかなか大変かもしれませんが、そういう先にやらないと、やっぱりおくれをとりますので、それだけには神経をしっかりと配っていただきたいと、私はそう思います。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 要望ですか。

○11番（藤田敏彦君） 今、市長が手を挙げられたんですからお聞きします。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 藤田議員がおっしゃるとおりなんです、サラダコスモの話が出ましたので一言申し伝えますが、あの当時、8ヘクタールの農地転用まで取りつけたんです。ところが、用地が買えなかった。だから、農業関連の施設でありますので、それは農地転用ができるということで、農地転用まで我々は一生懸命やりました。しかしながら、残念な結果に終わったということです。

ですから、おっしゃるように、この土地の所有者との関係、それから今ある法律ですね、先ほどもお話がありましたように、来る会社があれば農地転用ができる。それから、もう一つ、農地を集約してその中から土地を生み出すという手法もあるんです。

しかしながら、これから、大体その開通のめどがついたら、それに対して相当いろんな展開ができると踏んでおります。といいますのは、どこのエリアも開通予測がついて、そうすると非常に企業さんが出ていらっしゃるということです、ある程度どこをどうしようという腹案はありますけれども、やっぱり地権者の協力が得られないと前へ進めないということもございますので、先生がおっしゃるように早目早目に手当てをしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

[11番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） ありがとうございます。

やはりそこで、もうこれからは、県知事もみんなそうです。トップセールスです、これは。市長がお見えになった、土地をまとめる。だから、汗をかいてください。市長が行かれたら、地元のさっき言いました先祖の土地がどうのとか、そういう人も、ああ、市長が来ていただいた、トップセールスだと。だから、そうやってやっていただいたら、それで雇用の場所が確保でき、若者が定住するということをしつかりと説明されたら、地主で横を向く人は非常

に少ないというふうに思います。

以上、私が言いたいことはそれまでであります、市長、何か答弁がありましたらお聞きいたします。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 御提案がございましたように、例えば3,000ヘクタールあるから、1%取ったって30ヘクタールは出てくるんじゃないかと、それは当然考えることでありまして、そういった思いをもとに、国のほう、県のほうにも話はしてきているわけであります。

一方、農業振興地としてこれだけの施設ができていくわけでありまして、その施設もそろそろ古くなってきて入れかえなくては行けないと、相当な機器関係を、そういったことも含めて、農業振興と、おっしゃるように工業振興と均衡ある発展をしていきたいと思っております。

それから、海津市は、ありがたいことに山と川と田んぼと自然豊かな環境下のまちになることができました。こういったものもしっかり守りながら、元気なまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、これからも、またよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） 我々は、愛知・岐阜・三重と3県と接するところがあるわけですね。だから、リニアの名古屋の駅に一番近いまちというキャッチフレーズで、市長、一遍どうですか、そういうような宣伝でやられたらどうですか。

じゃあ、我々がリニアに乗るのにですよ、中津川か、あっちの東濃へ行きますか、名古屋ですよ。だから、そういうようなリニアに近い市だと、そういううたい文句で、どんな宣伝でもいいですね。だから、先ほど言われた、東京へ行かれて農業者がこっちへ来るかなというふうに、非常にこれは頭をかしげるんですが、リニアに近い市だと、これはやっぱりみんな変わると思いますよ。だから、それをキャッチフレーズに市を売り込む、市長も汗をかいただく、これが私の強い要望であります。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） いいキャッチフレーズを教えてくださいましてありがとうございます。私は、この高速道路ができれば、海津市は愛知県、三重県、岐阜県のセンター、真ん中にある、非常に結節点になると思っております。持っているポテンシャルは非常に高い、それを常々言っております。それに加えてリニアに近いと、ありがとうございます。

○議長（赤尾俊春君） 済みません、市長にお願いいたしますが、指名をしてから発言をお願いいたします。

再質問ありますか。

[11番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 藤田敏彦君。

○11番（藤田敏彦君） ありがとうございます。じゃあ、よろしくお願いします。

○議長（赤尾俊春君） これで藤田敏彦君の質問を終わります。

---

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、6番 伊藤誠君の質問を許可いたします。

伊藤誠君。

[6番 伊藤誠君 質問席へ]

○6番（伊藤 誠君） 議長の許可をいただきましたので、私から1点、質問をさせていただきます。

要旨としまして、岐阜県コミュニティ診断士と本市とのかかわりについてお伺いをいたします。

今日の地域社会においては、都市化に伴う人口流出、人間関係や相互扶助意識の希薄化などの影響を受けており、中心市街地の空洞化や新興住宅地の高齢化が進んでいます。

このような現状の中、岐阜県では安全に安心して暮らせる地域コミュニティの形成を目指して、住民の側から地域の課題を発見し、解決していく取り組みを支援する専門的な人材を養成するため、平成14年に岐阜県コミュニティ診断士の資格認定制度を創設しました。これは岐阜県知事と岐阜経済大学が共同で認める専門資格で、平成29年度までに県内で346名の方を認定しています。

岐阜県コミュニティ診断士（以下本通告書では同診断士と呼称させていただきます）の資格は、岐阜経済大学が実施するNPOコミュニティ論を修了し、その後実施される講義、実習を経て、筆記試験に合格することで認定されます。

同診断士の資格を取得した方は、県庁の環境生活部及び岐阜経済大学にコミュニティづくりの専門家として人材登録され、民間企業や福祉施設、市町村等の求めに応じて積極的に紹介されます。

この活躍の場は広く県内外に及びますが、主に各市町村で地域コミュニティを対象として、福祉、環境、男女共同参画、交通、住宅、ごみ廃棄物などにかかわる諸問題を行政や町内会、NPO組織などから依頼を受けて、住民と住民のコミュニケーションの機会をつくりながら、さまざまな問題の解決の糸口を探り、提案をしていきます。

具体的には、現地調査でのフィールドワーク、ヒアリング調査、各種マップ作成、各種ワークショップでのファシリテーター、岐阜県及び市町村の各種委員会メンバー、生涯学習講

座などの講師等々です。

本市においては、平成19年度から平成29年度まで同診断士の資格取得に必要なNPOコミュニティ論の受講をDVD視聴による方法で支援しており、現在、346名中、実に48名の同診断士が本市から誕生し、登録されています。

同診断士の方々と本市のかかわりにつきまして、以下お尋ねをいたします。

1. 本市が平成19年度からNPOコミュニティ論の受講支援を始めた理由は、また今年度、その支援を打ち切った理由は。

2. 本市では、平成18年度に2回、海津市まちづくり講座のワークショップでファシリテーターとして同診断士の参加依頼をしています。過去、上記以外の依頼実績はございますか。

3. 市長の諮問機関でもある各種審議会等で一般市民の代表を構成員とする審議会等は幾つありますか。その中で、同診断士が構成員に加えられているものは何がありますか。

4. 本市は県内市町村の中でも同診断士の登録が特に多いが、残念ながら実際の依頼は他市町からのものが多く、本市の同診断士が本市以外で活躍される場合が多いと聞いております。本市としても課題に応じて、もっと積極的に同診断士という人材の活躍の場を設け、今後のよりよいまちづくりに役立てるべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の岐阜県コミュニティ診断士と本市のかかわりについての御質問にお答えします。

1つ目の本市が平成19年度からNPOコミュニティ論の受講支援を始めた理由は、また今年度、その支援を打ち切った理由はにつきましては、平成19年に海津市総合開発計画を策定しており、まちの将来像を「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」としておりました。その中で「協働」とは、市民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携するものであり、市民の主体性がより発揮できるものと定義しています。

同計画の施策の大綱は7本の柱から成り立っており、共通する進め方として、6つ目、市民参画による協働自治のまちづくりがあり、市民と行政が協働し、まちづくりや地域の課題を解決していくための仕組みづくりに努め、協働自治を推進していくこととしています。こうしたことから、市民参画を促す情報提供の充実や、コーディネートできる人材の育成を図る必要があり、その具体策としてNPOコミュニティ論の受講支援を始めました。

本市での受講方法は、市が設けたサテライト会場でDVD視聴による受講と、さらにパソコンでの受講が可能なeラーニングにより行い、受講料1人当たり5,000円を支援しておりました。

岐阜県コミュニティ診断士は、議員仰せのとおり、岐阜県が平成14年度に全国に先駆けて導入した民間専門資格で、岐阜県知事と岐阜経済大学学長が共同認定する資格であり、この資格は、多方面にわたり地域住民や自治会等の地縁組織と連携、協力しながら、地域の現状調査や課題解決、住民自治のまちづくりの推進等をサポートし、豊かな地域コミュニティづくりに貢献する専門家を養成するものであります。

今年度よりその支援を終了した背景には、その期間も10年以上が経過し、これまでに48名の方が資格を取得されたことから、所期の目的である人材育成が図られたものと考えております。

なお、今後は、NPOコミュニティ論の講座及び診断士の資格取得制度の紹介や市報等での広報周知に努め、市民の皆様所の相談窓口として引き続き取り組んでまいります。

2つ目の本市では平成18年度に2回、海津市まちづくり講座のワークショップでファシリテーターとして同診断士の参加依頼をしています。過去、上記以外の依頼実績につきましては、本市では平成24年度よりかいづ夢づくり協働事業審査委員会で2年ごとに2名の診断士に委員としてついていただいております。また、市まちづくり委員会で平成19年度、平成20年度に開催しました分科会には9名の診断士が参加され、検討結果を報告されました。そして、平成27年度、平成28年度に本市が主催した地域デビュー講座では、平成27年度は3名、平成28年度は4名の診断士に御協力をいただき、開催したところであります。

本年度は本市教育委員会で実施した情報モラルワークショップでは、5名の診断士の御協力をいただき、来年1月にも同様のワークショップを開催する予定であります。

以上、本市が把握している実績であります。

3つ目の市長の諮問機関でもある各種審議会等で一般市民の代表を構成員とする審議会等は幾つありますか、その中で同診断士が構成員に加えられているものは何がありますかにつきましては、市民代表が参加しているものは67審議会等であり、そのうち診断士として参画いただいている審議会は、かいづ夢づくり協働事業審査委員会のみであります。

4つ目の本市としても課題に応じてもっと積極的に同診断士という人材の活躍の場を設け、今後のよりよいまちづくりに役立てるべきだと思っておりますが、市長のお考えはにつきましては、本市の審議会等では、専門性の高いものもありますが、市民の皆様を対象に委員を公募している審議会もありますので、積極的に御参加いただければと存じます。

また、診断士の方には、その専門性を生かし、地域コミュニティの場で御活躍をいただきたいと考えており、今年度から市自治連合会により小学校区単位での地区研修会を実施しておられますので、診断士の存在や役割等を周知、紹介することで地域の課題解決のために参画いただける機会をつくることができればと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上、伊藤誠議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） ありがとうございました。

岐阜県コミュニティ診断士というのは、今、答弁の中にもありましたように県と大学が協働で取り組む、これは全国初の資格認定制度でありまして、県と大学というのは、もちろん岐阜県と岐阜経済大学でございますけど、協働型自治の地盤づくりの手助けをする人材を育てるということで位置づけられております。

注目すべきは全国初ということで、制度的といいますか、システムのちょっと未完成、私が感じるのに、ちょっと完成度がまだまだ追いついていないのかなというふうを感じる部分も多いというふうに聞いております。恐らくは県の思惑、大学の思惑、これは当然いろいろあるんだろうというふうに思いますが、県内の各自治体ごとに、この資格認定制度に対する取り組み方にもかなりの温度差があるというふう聞いております。実際、この制度に対し否定的な見解を示していらっしゃる自治体も少なからずあるというふうに伺っております。

その他、ここまでに至る背景には、いろんな状況が流れ、いろいろあるというふうに思うわけですが、今回の質問で県とか大学とか、他の自治体に触れるつもりはございません。あくまで本市と認定されております48名のコミュニティ診断士の方々とのかかわり方についてということで質問させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

今申し上げた背景の中で、本市の中で、こういった人材育成に否定的な自治体もある中で積極的と言っていいんでしょうか、積極的に取り組んでいただいたことは大変感謝もいたしておりますし、これは有意義なことではないかというふう感じております。

そこで、先ほど最初の質問で御答弁いただきました、平成19年にNPOコミュニティ論の受講支援を始めた理由として協働自治を実現させるための人材育成だと、これはごもっともお話でございますが、ことしから支援を打ち切った理由としまして、48名の診断士が誕生し、当初の目的が達成されて、これからその方に活躍していただくということで支援を打ち切ったんだという答弁がございました。

そこで、ちょっとお伺いしますが、岐阜県コミュニティ診断士というものについて、市民の方々に対する認知度というのはどの程度あるというふうにお考えでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今、伊藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

認知度ということでございますが、今、議員が仰せのとおり、平成29年度でこの支援を打ち切ったということでございまして、それまでは少なからずとも広報、ホームページ等々で

コミュニティ診断士等については周知をさせていただいたところでございますが、岐阜県全体のお話も先ほどされましたが、認知度的には高いとは言い切れないというふうに申せざるを得ないかなあというふうに考えております。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 私も知る限り、一般市民の方で岐阜県コミュニティ診断士と聞いてぴんとくる方が果たしてどれだけいらっしゃるのかなあというのは非常に、極めて少ないんだろうなと言わざるを得ないのかなというふうに思います。

それで、今後、地域で活躍していただくという市長の答弁もありましたが、こういう認知度がない診断士という方が地域で単独で活躍できる、例えば自治会長さんであるとか、民生委員さんであるとか、福祉委員さんであるとか、認知度の高い方々であれば、地域でそれなりの発言力、それなりの聞く側の市民の方々も、受け入れる側もそれなりの体制は整うんでしょうけれども、診断士が立場を前提に単独でどんなことができるというふうにお考えでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 単独でという部分については、非常に今、議員仰せのとおり、コミュニティ診断士につきましては、地域コミュニティの現状について調査、分析等々を行っていただいて、その課題を発見して、その課題を解決していくためのコーディネートをしていくというようなことが求められている専門家であるわけでございますが、コミュニティ診断士としての確立した役割というのは、まさに明確化されておるわけでございますが、実質それをどういう場で生かしていくのかというのは、やはりコーディネートをしていく場所を提供する以外にはないかというふうに考えるわけでございます。

現状は、岐阜県、もしくは岐阜経済大学の地域連携推進室にコミュニティ診断士の依頼をかけて、そこから登録をされておる方に照会をかけて、そこから派遣というような形態になっているというようなことでございますが、そういった形で、そういった場に行ける人が行くというような現状でございます。

ただ、当市での取り組みでございますが、今、議員から御質問を受け、当市の48名の名簿をいただいたというようなことで、48名がおられるということをおもが把握したというところでございまして、県制度そのものとしても成熟していないというのが現状であるということございまして、今後については、この御質問を通していろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 今、御答弁いただいたとおりでと思うんですが、お伺いしたのは、本年度、NPOコミュニティ論の受講の支援を打ち切ったということで、その当初の目的が達成されたというような御答弁がございましたが、それを聞きますと、ちょっとこれは私はこういうふうに感じてしまったんですが、48名の診断士がみずから積極的に活動して、協働自治の実現に向かって地域で活躍してほしいというニュアンスにどうも感じ取れるんですが、そういう意味なんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今、市長の答弁でも申しましたとおり、当然その地域コミュニティの場というのはたくさんあるかと思えます。これは市民の皆さんであれば、それぞれの自治会であったり、それぞれの会合であったり、また当市におきましては公募という制度もございます。そうした部分での知識、経験、見地を御活躍いただきたいというような願いも持っております。

そういった部分でなかなか地域の、特に御自身がお住まいの自治会等では、客観的にコミュニティ診断士はコーディネートする必要があるわけでございますが、特に地元での活動というのは、なかなかある意味しづらいものではないかなというふうに思うわけでございますけれども、そんなことも含めて、今後、私ども市としてコミュニティ診断士を養成だけしておいて、そのままではないかというような意味合いではないかというふうに思うわけでございますけれども、今、御指摘をいただいた部分のところにつきましては、今後、うまく活用、活用という言い方は大変失礼でございますが、生かしていただけるような仕組みづくりを検討してまいりたいというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） まさに今、部長が御答弁いただいたとおりでと思うんですが、診断士のその存在意義としまして、これは制度の大前提になるんですが、あくまで行政と連携してコミュニティづくりの中核としての人材育成だと。行政と連携してということは、行政の求めに応じて、あるいはまた行政から依頼を受けて、つまり行政主導で活躍の場を提供することが一つの前提とされている制度だというふうに私は認識をしておるんですが、この認識は違うんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 当初はそういう認識も、当然今でもあるわけでございますが、基本、受動的ではなく能動的に行動していただきたいというのが私どもの願いでもあるということでございますので、よろしく願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 先ほど申しましたように、認知度がない中で能動的に活躍することが果たして現実可能なのかというところで、今回、この質問をさせていただいているんですが。

それでは、2つ目の質問で、いろいろ過去どういったことで依頼があったかというようなことで、ほとんど、ここ10年余りのうちに数回程度依頼をかけておられるようでございますが、こういう人材育成というのは、診断士に限らず、これは最近ですと防災士さんとか、介護関係で認知症サポーター、それから介護予防リーダーでしたか、いろいろ養成講座も開催していらっしゃるようでございますが、人材育成というのは、その人材を育成するよりも、その先、どういった形で活躍をしていただくのかということまでが、これはセットでない、私は余り人材育成の意味、ないとは言いませんが、非常にその意味合いとしては薄いんじゃないかと。税金で人材育成をするのであれば、そこまでのことは当然セットでお考えいただくべきなんだろうなというふうに考えておりますが、コミュニティ診断士に関してはそこまでのことを考えておられたのかどうか、当初どういうおつもりだったのか、ちょっとその辺のところを再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 当初どのような考え方でということでございますが、市長が答弁で申したとおりでございますので、この部分については深くあれではございますが、やはり当初の市民協働という部分、これは「協働が生みだす 魅力あふれるまち 海津」という当初の我がまち、我が市の海津市総合開発計画、市になって初めての計画でございました。このうたい文句が協働という部分でございました。その中で市民協働という部分の概念というのが、非常に言葉そのものも、やはり最近では協働という言葉が当たり前のように使われておるわけでございますが、合併して一つになるというような意味合いもあって、この言葉そのものが表題になったというふうに推察するわけでございますが、そうした中での協働意識を持っていただくためのNPOコミュニティ論であったと。

そして、岐阜経済大学と平成20年度、平成21年2月だったと思いますが、当市と連携協定を結んでおります。その中でNPOコミュニティ論を専門とされておった教授等々とのつながりの中で、こうした市民協働という概念を市民にもっともっと植えつけていく、理解をしていただく必要があるというような思いで、こういった講座に支援をするというようなことで始まったというふうに認識をしておりますので、よろしくお願いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 平成29年までに48名の診断士が誕生したわけですが、今、協働というお話がございました。私もその協働という言葉に対しては非常に当初から関心がありまして、

捉え方によっては非常に難しいことでもありますけれども、ところが、場合によっては協働という言葉だけが先走るといったことも十分にあるわけでございまして、そういう意味でも協働自治という点で、この10年余り診断士さんとのかわりにおいて、その10年余りで何がこの市において、市内で何がどう変わったんでしょうか、協働自治という観点において。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど来、いろんな審議会でもどの程度まで参加していただいているかというお話でございまして、私はこの一つ大きな成果が出ておるのが夢づくり協働事業だと思っています。これは海津市が困っていることに対して提案をいただいたことには、上限200万ですか、そして海津市を元気にしていくためには、当初は上限30万だったかな、でやりました。最初困っていたのは、養老鉄道をどうやったら乗ってもらえるかとか、あるいは外来魚、大江川とか内水に非常に外来魚が多いので、これはどうしたらいいかと。そういった夢づくり協働事業をやっていただいて、そこの仕切りに入っていただいてやりました。おもしろい事業が出てきまして、釣って食べちゃうと。ブラックバスとブルーギルを釣って食べようということで、今でも商工会女性部の方々がやっていただいておりますが、ただ、これは商業ベースにはなかなかならなかったということですが、このアイデアは非常にいいアイデアでありました。

それから、養老鉄道をもっと乗っていただきたいということで、これもいろんなアイデアを出してやっていただきました。

こういったこと、それからあとは、結婚されない、なかなか今若い人が結婚しないということで、お見合いというのもこの夢づくり協働事業の中でやっていただきました。

市民の皆様方のいろんなアイデアを、職員もいますけれども、その中でやっていただくということで今やっていただいておりますが、これは非常にコミュニティ診断士の方も含めてよかったのではないかなあと考えています。

当初、その協働ということでいろいろ審議会等々の募集をしたりしました。しかしながら、最初から協働といっても、なかなか手を挙げていただくケースも最初は少なかったものから、そういった意味でもっともっとまちづくりに興味を持っていただけるとありがたいなあといったことで、ちょうど岐阜県と経済大学さんとコミュニティ診断士の制度ができましたので、そこをお願いして進めたわけでありまして。おかげさまで、48名の皆さん方に資格を取っていただきました。まだまだ、どなたが取っておられるかがわからなかったんですね。最初はあれなんですけど、ただ、補助していますからわかっているんだろうと思いますが、今、御指摘がありましたように、もう少し積極的にいろんな情報提供を市からも出させていただいて、そして御活躍を願えるような体制をとっていきたいと思いますので、よろしく御願ひ申し上げます。

[ 6 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 夢づくり協働事業に関しましては、非常に私も有効な方法だということで、これについては市長がおっしゃったとおりだと思います。私も若干お手伝いをさせていただいている部分もございますので、よろしく願いいたします。

ただ、これは具体的に市が形にしたり、具体的な形ではっきりしているのも非常にわかりやすいんですが、そもそも診断士とのかかわりということで、その協働自治ということについては非常にわかりにくい部分がありまして、余り現実には、かかわりという点で余り変わっていないのかなということが非常に気になるところでございます。

それから、審議会の話もございました。67の各種審議会、一般市民の代表が構成員となる。例えば、一般市民の代表って、これはあくまで市の職員なり、以外という点で一般市民というふうに申し上げているわけですが、審議会によってはお医者さんであったり、商工会の関係であったり、自治会の関係の方であったりということで、いろんな方が審議会のメンバーに加わってお世話になっておられるわけですが、67というのはさすがに驚きました。

その中で具体的に、コミュニティ診断士として10年もたつのに審議会のメンバーに一般市民の代表として入っていないというのは、これも私もちょっと驚いたんですが、一般市民参加募集枠というのが審議会の中にも幾つかあるというふうに聞いておりますが、先ほど答弁の中でありましたが、審議会のこういった一般市民枠といいますか、その団体の代表ということだけでなく、その他一般市民枠という審議会というのは幾つほどあって、これはちょっと二、三の例を教えてくださいませんか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 公募枠でございますが、現時点で公募委員が入っておられるのが6つ、審議会がございます。行政改革推進審議会、男女共同参画推進審議会、あと土地利用計画審議会、都市計画審議会、あと農業委員、水道料金等の審議会、この6つでございます。その中で、今現在、公募委員として入っておられるのがお二人、コミュニティ診断士としてではなく、公募委員としてたまたま入っておられた方が2名、診断士の方がおられます。以上です。

[ 6 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 今後も積極的に応募もしていただきたいですし、任用もしていただきたいというふうに考えております。といいますのは、実際に診断士の方からも、その審議会等いろいろあるんだけれども、職員の方々が主導でなされる審議会というのは、どうももともと結論ありきで導くようなことが多々あるのではないかというような危惧もされております。

すので、そこら辺のこともあって、あえてお伺いをしました。

今、コミュニティ診断士、我々議員の中で私の認識では3名いるというふうに認識しておるんですが、ちょっと職員の中でこの認定を受けている方が何人いらっしゃるのかなあというふうにお聞きしたら、ちょっと驚くほど少なかったんで、あえてこの場で何人とお伺いはしませんが、先ほど申し上げた議員の認定数とほぼ同じだと。これは過去の退職者も含めてほぼ同程度だというふうにお聞きして、実際驚いているんですが、ただ、職員の方々はそれぞれの部署において、それぞれ専門の講習を受けたり、専門の資格を積極的にみずから取られている方も大勢いらっしゃいますので、単純にこのことだけでどうこうというつもりは、もちろんございませんが、ただ、NPOコミュニティ論というのは15回の講義を受けるわけですが、10年の間に、いろいろその時代の変化とともに講義の内容が新しいものをどんどん毎年取り入れて、時代の流れに合ったものが講義として入っています。ということは、職員の皆様としてもベースにこれを受講していただくというのは、非常に私は、行政に携わる方々にとっては大切なことではないのかなあというふうに思いますが、庁内でこの講義を受けることを推奨なさっているというようなことはないのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 現時点ではございません。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 資格の認定を受ける、受けないというよりも、この講義は結構受けるとおもしろいなあというふうに私自身で感じております。職員の方々には非常に有効ではないかというふうに思いますので、一言つけ加えさせていただきました。

通告の中で質問しております4つ目の質問が、私、今回の質問の全てだというふうに思っておりますので、答弁の中ではどうも形式的な答弁をいただいたようでございますが、県内で人口比率で本市はわずか2%にも満たない、1.数%の本市が346人中の48人、これは14%弱の数の診断士を誕生させているわけですね。いろいろ否定的にある中で、そういったことで、この制度と、今後、こういう本市、特にこの制度に対して柔軟に動いた本市が今後どういうふうに向き合っていくのか。診断士とどのようなかわり方を持って、この市の将来を築いていくのかということについて、答弁の中でもいただいておりますが、もうちょっと具体的に意思表示をお願いできたらありがたいなというふうに思います。よろしく願います。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 今のお話でございますが、今までに11年間の受講者が110名でございます。そのうち複数回受講されておる方がございますので、実際に5,000円の支援

をいたしましたのが88名、私どもに診断士の登録が48名というふうに県のほうから聞いております。実際、受講をされて試験を受けられなかった方、また試験に合格をされなかったのか、ここも実は私どもとしては把握ができておりませんので、まずもって88名の皆様に対して今の現状がどうなのか、また合格をされた方については、今持っていらっしゃる方につきましては、県の制度で研修、いわゆるフォローアップ研修という部分もございますので、そちらについての開催も含めて、追跡調査も含めた形をとってまいりました。

また、現時点で私どもが把握しておりますのは、グループとしてコミュニティ診断士の市内のグループ、11名の名簿を頂戴しておるわけでございますが、そういった組織化をしていくことができるのかどうかということも踏まえて、今後、皆様方に御納得いただけるような、また協働の自治のまちづくりについて進めてまいりたいと、今、検討しておるところでございますので、よろしく願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） よろしく願いいたします。

先ほど市長の答弁の中にありましたように、本市でその登録された方の名簿を把握するのは難しいという話でしたが、講習をやっていると、その年に何人の方が認定されたかというのは、当然調べるのは当たり前のことで、私はわからないというふうに市長がおっしゃったのは、これに対しても、また驚きかなというふうに思いますが、その辺をちょっと新たに、少しちょっとこの件に関しても気合いを入れてお願いできたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩をいたします。

(午前11時53分)

---

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時58分)

---

◇ 松岡唯史君

○議長（赤尾俊春君） 3番 松岡唯史君の質問を許可いたします。

松岡唯史君。

[3番 松岡唯史君 質問席へ]

○3番（松岡唯史君） 議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

と思います。

私からは2点、児童発達支援事業所「みらい」についてと子どもの居場所づくりについてであります。質問相手は、いずれも市長であります。

①児童発達支援事業所「みらい」について。

11月7日の社会福祉協議会理事会におきまして、来年度から児童発達支援事業を市の委託事業から外して社会福祉協議会が独自運営を行う旨の提案があったと聞きました。

児童発達支援事業所とは、発達におくれのある等の未就学児を対象に発達支援をする施設であり、市内では平成28年度にまつぼっくり園、ささゆり園、オーロラ園が統合されてみらいができました。

市内では少子化が進んでいるものの、登録者数は年々増加しており、平成28年度52名、平成29年度59名、今年度は70名に達するかもしれないと聞いております。

みらいは、社会福祉協議会が市の委託を受け、市の責任において運営されており、療育支援として、専門知識を持った職員が子どもたちの発達に合わせて個別・小集団支援を行っております。また、市内療育システムがスムーズに遂行されるように、発達支援センター「くるみ」とともに、各関係機関との連携を図ったり、子どもの発達にかかわる市の会議や相談会への参加をしております。さらには、療育の中で得た有効な支援方法を各関係機関と共有することにも努められており、未就学児の発達においてみらいが中心的な役割を担っております。

こうした現状の市内療育事業を考えた場合、療育事業に対する市の責務と直結していることから、市の責務を伴ったみらいが将来的にも欠かせないのではないかと私は考えます。

そこで、来年度から児童発達支援事業を市の委託事業から外すという方針に関しまして、市長へ次の6点をお尋ねいたします。

1点目、なぜ児童発達支援事業を市の責任において実施されていた委託事業から外して、いわば一民間事業となる社会福祉協議会の独自運営とするのでしょうか。

2点目、市の委託事業から外すことに伴い、市の財政負担はどのように変化するのでしょうか。具体的に、平成29年度におけるみらいの事業費と、その財源の内訳、国・県・市、利用者負担に対して来年度に社会福祉協議会が独自運営し、平成29年度と同じ利用者数と仮定した場合の事業費とその財源の内訳、国・県・市、利用者負担を教えてください。

3点目、みらいが社会福祉協議会の独自運営となり、いわば一民間事業者となることから、これまでの市内療育システムに支障が出ると推測されますが、どのような対策を考えていますか。また、発達障がい、早期発見、早期療育が重要だと聞きますが、今回の変更により、早期発見、早期療育のための支援体制強化につながるのでしょうか。

4点目、療育事業における市の責務や役割をどのように考えていますか。

5点目、来年度からみらいの1日の定員を現在の15名から10名に減らすと聞いておりますが、登録者数がふえている中で定員を減らしても大丈夫なのでしょうか。また、定員の削減により利用者の利用機会の減少が懸念されますが、利用者に不便をかけることはないのでしょうか。

6点目、利用料の上限は所得に応じて決まるものの、今年度の平均利用料が1回につき約330円に対して、来年度の平均利用料は1回につき約1,000円程度になると聞いております。保護者にとっては大幅な負担増になると感じますが、負担増にならないように市が引き続き利用料の一部を負担できないのでしょうか。

②子どもの居場所づくりについて。

今夏は本当に暑い日が続きました。連日の猛暑が続く中で夏休み期間中の小学校のプールは開放されず、かといって外で遊ばせるわけにもいかず、保護者の方は苦勞されたのではないのでしょうか。しかし、家の中で子どもを遊ばせるといっても、ゲームなど遊びに限りがあり、体を動かしたり、友達と遊んだりすることがなかなかできないのではないかと思います。実際、小学生の保護者など複数の方から、子どもの居場所をつくってほしいといった御要望をいただきました。

県下では、児童館や児童センターといった児童厚生施設を持つ市町もあり、西濃地域でも、大垣市、養老町、輪之内町、安八町、池田町が児童厚生施設を有しております。

夏休みに限らず、子どもの健全な遊び場の確保や子どもの居場所づくりといった観点から海津市にも児童館があればと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

また、早期の児童館建設が困難だということであれば、市内公共施設のホールや軽運動室、学習コーナーや図書室など、さらには小学校の体育館を夏休みや休日に子どもたちへ開放することはできないのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松岡唯史議員の1点目の児童発達支援事業所「みらい」についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、児童発達支援事業所「みらい」は、旧町にて設置されておりました社会福祉協議会への委託によるまつぼっくり園、ささゆり園、市の直営であったオーロラ園を統合し、平成28年度から事業を開始しております。この統合の狙いは、3園の利用児童が一つの園を利用することによる児童の増加により、これまで以上に児童の特性に見合った小集団療育が可能となること、児童指導員も一つの園となることで指導員同士の学びの機会がふえ、専門知識・技術の共有が得られ、指導力の向上につながることを上げられます。

御質問にあります社会福祉協議会による事業の運営につきましては、突然提案させていただいたものではなく、市の直営であったオーロラ園の廃止とあわせて統合となった当初からの課題であったことをまずもって御理解いただいた上で、順次、御質問にお答えします。

1つ目のなぜ児童発達支援事業を市の責任において実施されていた委託事業から外して、いわば一民間事業となる社会福祉協議会の独自運営とするのかにつきましては、現在の運営形態は、本市が設置しているものの、その運営は社会福祉協議会職員がその多くを担っております。事業所の紹介、利用に当たっての契約や説明等は市の職員が行っておりますが、事業所に必要な児童発達支援管理責任者や児童の療育指導を行う児童指導員は、社会福祉協議会の職員が担っています。本市が事業所指定を受けた場合、市の職員が療育指導を行わなければならない、社会福祉協議会委託のままですと、岐阜県が指定する指定事業所としての基準を満たすことができません。そのため、現在は市内の児童の利用のみに限定され、報酬も低く設定されている基準該当事業所としての位置づけで運営しております。

児童発達支援事業所に限らず障がい福祉サービスを行う事業所は、岐阜県の指定を受けることで事業者の信用も増し、また事業所情報が全国に公表されることで事業所の認知も進みますが、基準該当事業所は県の指定を受けていませんので、市外の方からは認知されていない事業所ということになります。

これまでの3つの小規模の児童発達支援事業所を統合し、人員配置等指定基準を満たしている現在、指導員にはさらに質の高い療育を追求していただき、児童発達支援事業所「みらい」の信用を上げ、広く全国から認知される事業所となるために指定事業所の指定を受けることは自然な流れであります。そのため、先ほど申し上げたとおり、社会福祉協議会の職員により運営されているみらいが指定事業所となるには、社会福祉協議会が指定をとっていただく方法が最も現実的であることから御提案申し上げるものであります。

2つ目の市の委託事業から外すことに伴い、市の財政負担はどのように変化するのかにつきましては、お尋ねの条件を前提に比較しますと、平成29年度におけるみらいの事業費は約1,936万円ですが、その財源内訳は、国が518万円、岐阜県が260万円、本市が1,110万円、利用者負担金が48万円です。

このときの利用児童の実績が年間で延べ2,542日ですので、社会福祉協議会が試算しております報酬単価を現在の15人定員にて運営された場合、その事業費は総額で約1,805万円となり、本市にはその9割が請求され、市としての事業費は概算で1,624万円となります。その財源内訳は、国が812万円、岐阜県と本市が同額で406万円と想定されます。また、利用者負担金は、軽減等を考慮しなければ総額の1割となり、試算上は180万円となりますが、実際には国制度により所得状況に応じた負担上限月額が設定され、また2人目、3人目の利用者負担が軽減される多子軽減等の制度もありますので、利用者負担は試算の額よりも軽減さ

れるものと考えております。

3つ目のみらいの独自運営により市内の療育システムに支障が出ると推測されるが、対策を考えているかにつきましては、現状が既に社会福祉協議会職員により運営されていますので、市内の療育システムへの影響はないものと考えております。むしろ、指定事業所になることで市内に所在する事業所とも連携する機会がふえることが考えられ、市内の療育システムがより充実することも期待できると考えております。

一例を挙げますと、市が設置・運営しています発達支援センター「くるみ」で事務をとっております海津市療育システム推進委員会では、児童発達支援事業所を初め、健康課、認定こども園、教育委員会、海津特別支援学校の職員が構成員となり、児童の心身障がい早期発見、早期療育に対応するために連携し、療育や保育相談等を推進することを目的として定期的に開催しておりますが、今後も継続して実施していきますので、引き続きみらいにも構成委員として連携していただけるものと考えております。

次に、今回の変更が早期発見、早期療育のための支援体制の強化につながるのかにつきましては、早期発見については、これまで同様、発達支援センター「くるみ」が中心となり、こども園等への巡回訪問や健診等、機会を捉えて継続していきますし、早期療育についても、これまで同様、市内外の事業所にてサービス提供していただくこととなります。また、今後は、みらいが直接保護者の方と契約を結ぶこととなりますので、児童発達支援事業所の役割の一つである家族の支援にもより一層つながるものと考えておりますし、契約が整いましたら、これまでよりも早くサービスが提供されることとなり、早期療育の支援体制強化につながるものと期待しています。

4つ目の療育事業における市の責務や役割をどのように考えているかにつきましては、これまで同様、発達支援センター「くるみ」において我が子の発達に悩みがある保護者に寄り添った相談支援を行うこと、途切れのない支援として、認定こども園、小学校、中学校への引き継ぎ等を確実に実施していくこと、またサービス利用に向け遅滞なく支給決定し、受給者証を交付すること、サービス給付費を支給することなど、制度の根幹を確実に担い、指定事業所における療育サービスを円滑に利用していただけるよう支援していくことであるとと考えております。

5つ目のみらいの定員を現在の15人から10人に減らすと聞いているが、登録者数がふえている中で定員を減らして大丈夫なのか、また定員の削減により利用機会の減少が懸念されるが、利用者に不便をかけることはないかにつきましては、定員は社会福祉協議会が指定申請の時点で現状を踏まえて設定されますので、現時点では想定定員の情報であると思われます。しかしながら、今後、利用児童の増加が予想される中、計画相談を担う障がい児相談支援事業所の確保や、相談支援専門員の増員についても関係事業所に要望するとともに、希望にか

なったサービス提供が可能となるよう、みらいに限らず近隣の児童発達支援事業所の情報把握にも努めていきたいと考えております。

6つ目の市が引き続き利用料の一部を負担できないかにつきましては、社会福祉協議会が設定される報酬単価によっては、議員仰せのとおり1,000円を超える利用者負担も想定されますが、2つ目の御質問の折にお答えしたとおり、国制度により所得状況に応じた負担上限月額が設定され、また2人目、3人目の利用者負担が軽減される多子軽減等の制度があること、また現在、ほかの児童発達支援事業所を利用されている方は、既に規定された利用者負担金を事業所に納付されていることから、他のサービス利用者との整合性の観点からも理解を得ることが困難であるため、一部負担の継続は考えておりません。

2点目の子どもの居場所づくりについての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、ことしの夏は連日の猛暑で、子どもたちが楽しみにしていた小学校のプールが開放されず、また熱中症予防のため、時間帯によっては外に出ることもできない日々が続き、例年のような夏休みの過ごし方ができなかったことで、保護者の方も長期間生活リズムを乱さないように我が子を見守ることは大変であったと推察いたします。

現在、本市が実施しております子どもの居場所づくりの施策として留守家庭児童教室があります。

留守家庭児童教室は、放課後、土曜日、または学校の長期休業日である春休み、夏休み、冬休みに保護者の共働き等により留守家庭となる小学校6年生までの児童に学校の空き教室など安全に生活できる場所を提供し、集団で留守番をする事業です。最低2人以上の放課後児童支援員が教室で子どもの安全等を見守っています。長期休業日は、教室等で過ごすほか、小学校の体育館等で縄跳びやドッジボールなどで運動をしたりしております。ことしの夏休みには328人の利用がありました。

しかし、留守家庭児童教室は、自宅や近所の祖父母等の家において面倒を見てもらうことができ、留守家庭とならない場合には利用できないことから、全ての子どもが利用できるわけではありません。そのため、議員より全ての子どもが利用できる児童館設置の御提案をいただいたと理解しております。

まず、児童館、児童センターの設置に関する提案につきましても、議員も御承知のとおり、児童福祉法に基づく児童厚生施設として位置づけられている児童館、児童センターは、児童に健全や遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置することとされており、規模の大小により、その機能や職員配置、基準面積等が定められております。

市内の多くの公共施設は、整備の際に補助金を活用しており、目的以外の利用に制約があること、また各種クラブ・サークルの活動拠点になっている施設が多い等、児童館等を設置するための基準面積を確保し、さらには遊びを指導する職員を配置しなければならないこと

を考えると、多くの課題があり、現状では児童館等の新たな設置は困難であると考えております。

次に、早期の児童館建設が困難であれば、市内公共施設のホールや軽運動室、学習コーナーや図書館など、さらには小学校の体育館を夏休みや休日に子どもたちへ開放できないでしようかにつきましては、議員仰せの図書館は、夏休みはもとより、土・日もたくさんの子どもの利用があります。図書館が子どもたちにとって居心地のよい場所であることは、青少年の健全育成、学力の向上にも役立っていると考えております。

その他の社会教育施設等につきましては、利用の都度、申請書を提出していただき、使用料を納付の上、施設を利用させていただいているところです。また、申請の際には利用責任者を記入していただくことになっておりますので、子どもたちだけの施設開放は、現時点ではできないと言わざるを得ませんが、保護者等の責任のもとでの御利用であれば可能となりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、早速なんですけれども、1点目のみらいについて再質問させていただきたいと思います。

今の市長の御答弁の中でありましたように、今回、市の委託事業から外して社協の独自運営するという変更につきましては、事業所指定を受けるということが主な目的であるというふうに私は理解しました。その事業所指定を受けるメリットみたいなことも多少今述べられたかと思うんですが、もう一度確認したいので、具体的なメリットをお聞きしたいのと、あと今のような事業形態ではどうして事業所指定が受けられないのか、もう一度確認のためお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） それでは、お答えいたします。

まず、県の指定を受けることのメリットでございますが、現在、基準該当ということで市の中だけの事業所になっておりますが、ほかの多くの事業所は県の指定を受けておまして、まずその事業所の信頼度と申しますか、信用度と申しますか、そういうものが増すということを思います。

それから、そうやって指定事業所になることで、そこで療育をしていただいています指導員の先生方のモチベーションと申しますか、機運と申しますか、そういうものが高まって、

今までも十分療育をしていただいていると思っておりますけれども、さらにまた今以上に高い療育指導がしていただけるのではないかなあというようなことも期待を申し上げておきます。

それから2点目は、今の形態で指定が受けられないということは、県の指定を受けるということは、市の職員が、日日雇用でもいいんですけれども、直接市が命令できる形態でないといけないということで、指定を受けることができないということでございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 今、部長さんのほうから御説明いただきましたし、市長の答弁の中でも今回の事業所指定とするための社協の独自運営とする理由としまして、事業所指定することに関しまして、いまいち私の中でぴんときておりません。

むしろ、先ほどの御答弁の中で私の質問に対して答えていただいた中で、今回の変更に伴って市の財政負担がどうなるかということにつきまして、平成29年度の実績と来年度の社協独自の運営となった場合と比較すると、約1,100万円から約400万円となるといった御説明がありました。つまり、今回変更することにより、市の負担が約700万円も軽減されるわけがあります。

さらに、先ほど御説明の中で来年度の試算を言っていただきましたが、これは定員15名での試算でありまして、これを今検討されているような定員10名にすると、事業費は平成29年度の約1,900万円よりもふえるというようなことも聞いております。つまり、市の財政負担が減る一方で、みらいの事業費は、いわゆる入りの部分がふえるということになります。これが今回変更する一番大きな理由ではないかと私は推測しておるんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 市の負担が減るということも、確かに指定を受けていただく理由の一つではありますが、それによって、先ほどの試算は、あくまでも現状の数字の試算ですので、市の負担が1,100万から約400万という試算になりますけれども、仮に定員が10人になりますと報酬単価が上がってきますので、先ほどの数字とは大分変わってきます。ただ、それでも市の負担は、やっぱり減ることになると思います。

ただ、社協さんも、今ですと委託ですのでかかった分だけしか市は出していませんが、運営の仕方次第では黒字になって、社協さんのほうにもプラスになるということで、試算上ですけれども、そんなふうになるかなと思っておりますので、あくまで市の負担が減るというの

は理由の一つだというふうに御理解いただきたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

今、お認めになりましたように、理由の一つだということであると私も理解しました。

財政が今厳しいと言われておりまして、そういうのも私なりに理解をしておるつもりです。一概に財政負担を減らすということは悪いことではないと思いますし、ある見方をすればいいことだというふうには思うんですけども、ただ、問題となってくるのは、果たして今回の変更で市内の療育システムとか療育事業環境は改善されるというか、改正されるのかどうかというところだと思います。私自身考えてみまして、3つぐらい大きく分けて懸念があるというふうに考えておりまして、そのあたりを少し質問させてもらいたいと思います。

1つは、今まで市の事業だったものが療育は手放されるということに関する懸念なんですけれども、先ほど療育事業における市の責務や役割についての御説明の中では、発達支援センターのくるみを通して相談業務とか援助をしたり、また事務的な手続について述べられたと私は理解しております。ただ、市として療育を行う事業所というのが来年度からなくなるわけであります。

そこで、お伺いしたいんですけども、西濃地域のほかの市町で自治体が療育を行う事業所を設置していない市町はありますか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 市が直営で行っていないところですね。うちも今度含まれるというような考え方ですね。そうすると、大垣市さんとうちと関ヶ原町さんということになると思います。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 今、答弁されましたように大垣市の場合は、総合事業団にたしか指定管理でやってもらっているはずなんですけれども、西濃地域でもほとんどの自治体が直営もしくは事業所を設置しているというわけでありまして、幾ら社協さんが運営するといひましても、ほかの市町と違って一民間事業となるわけでありまして、今後、何らかの事情で国からの報酬が下がったりして、先ほど黒字になるかもしれんと言われたんですけども、逆に経営が悪化して、サービスの低下、もしくは最悪の場合、事業をやめるというようなことも、リスクも考えられると思います。そうなった場合、どこが市内の療育を必要とする方たちの受け皿となるんでしょうか。そうした面からも、市の責務として療育事業所を設置したり運営すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 人件費等のほかの事業費等の支出にもよりますが、事業が突然できなくなるような極端な報酬改定ということはないというふうに思いますし、本市の場合は登録者数がふえているという現状から、事業継続が困難になるということは当分の間はないというふうに考えております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 当面の間は大丈夫だというような御答弁でありましたけれども、ただ、当面どうなるかわからないのでありまして、そういうリスクが出てくるということは間違いないというふうに私は思っております。

別の点について御質問いたします。

先ほどの御答弁の中では、今回の変更によりまして市内の療育システムとか早期発見、早期療育のための支援体制につきまして影響がない。さらには、充実したり強化されるというような趣旨のことを述べられていたと思います。しかし、今のみらいは、市の委託事業に伴う施設ですので、ある意味市の事業所のような立場でありまして、そのため、同じ立場であるくるとこども園などへ行きまして、あの子は療育を受けたほうがいいかもしれないといったことをする際に、みらいの専門職員の方が療育に携わっている視点から助言するなどといったサポートをしてきたと私は聞いております。これがみらいが一民間事業者となってしまうと、こうしたことができなくなってしまうかもしれないという懸念の声を現場の方から伺いました。

また、保護者の方からも、みらいの先生というのは通っている園に子どもの療育の記録を渡してくれるなど、園との連携に力を入れてくれて大変助かっていると聞いております。

こうしたことは市内の療育システム、支援体制におけるみらいの役割のごく一例、ごく一部分だと考えますが、公的なみらいという存在から一民間事業者となることで本当に支障がないのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） まず、連携につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、療育システム推進委員会という組織がございまして、その中に現在も、例えば私立の認定こども園の先生にも入っていただいたりしていますので、同じように民間というか、社会福祉協議会であってもその中に入っていて、一緒に療育について勉強したり、連携したり、事例検討をしたりということは今までどおり変わらないというふうに思います。

それから、みらいの先生が園訪問に行くという件ですけれども、これは一事業所というこ

とで、そこまでをうちのほうは求めておりませんが、別で社会福祉協議会に委託をして、みらいの人員配置等の関係もあって、うちからお願いしても、なるべくやっていただければ、そうやって別の委託として一緒にこども園に行っていただくということは可能かというふうに考えております。

[ 3 番議員挙手 ]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） もう一つ、懸念することについて質問したいと思います。

利用する保護者の立場からの懸念としまして、先ほど質問した利用料の値上げの問題なんですけれども、現在、海津市では利用者負担部分、つまり1割部分に対して2分の1の助成がされております。いただいた資料によりますと、西濃地域の市町では、大垣市、関ヶ原町は助成がありませんけれども、ほかは全て助成があります。しかも、神戸町と池田町、大野町は全額助成してございまして、利用者の負担はありません。このことについて、もちろん来年度から値上げになるかもしれないということは伏せた上で保護者の方に利用者負担について聞いてみました。そうしたところ、保護者の方からは、現状利用料であればそれほど負担にはならないけれども、例えば利用料が倍とかになると困るとおっしゃって見えまして。聞くところによりますと、みらいの利用者の1カ月の平均利用回数は4回から6回ということですので、現在は1カ月2,000円弱というのが1カ月4,000円ぐらいになると困るということだと思います。これが来年度に1,000円ともなると、今の3倍になるわけですし、月4回で4,000円となって、保護者によっては利用回数を減らすような方も出てくるかもしれません。そうすると、発達させたいところにこれまでより時間がかかったり、もしかしたらその子の将来にまで影響が出る可能性もあります。

そもそも海津市第2次総合計画にもうたわれておりますように子育て支援の充実というのであれば、まさにこういうところに助成をして、安心して子育てができる環境をつくらなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 松岡議員がおっしゃることはよく理解できます。ただ、市内にはほかの児童発達支援事業所がございます。それと、児童のサービスで申し上げれば、放課後等デイサービスもございます。そちらのほうも全て規定の負担をいただいております。上限が4,600円ということ、所得に応じてもっと高い方がありますけれども、ほぼ4,600円、あるいは非課税世帯の方はゼロ円というふうになりますけれども、その範囲で御負担をいただいておりますので、そちらとのバランスをとるということもありまして、何とかその金額でお願いしたいというふうに思います。

[ 3 番議員挙手 ]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） なかなかきょうの御答弁の中で理解できたり納得できる部分が少ないんですけども、ほかの自治体と比べて、例えば療育の事業所を直営でやっていて利用料を全額助成している自治体、それと市としての事業所を持っておらず利用料の助成もない自治体に比べて、どちらが療育事業を手厚くやっているかと問われれば、間違いなく私は前者の自治体だと思います。

もう余り時間もないんですが、海津市の児童発達支援事業所条例を見ますと、児童福祉法に基づいてこの事業所ができていますけれども、この児童福祉法の目的、理念を見ますと、第1条から3条に書かれておまして、全て国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない。第1条の2項に、全て児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないとあります。そして、その次が大事なんですけれども、児童育成の責任として、第2条、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとあります。さらに大事なのが原理の尊重としまして第3条なんですけれども、前2条に規定するところは児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、全て児童に関する法令の施行に当たって常に尊重されなければならないとあります。

この児童福祉のほか、社会福祉とか、医療、公衆衛生、教育、労働などに関する法律全ての指導原理でもある重要な地位を有しておるということでありまして、これはちょっとお聞きする時間もないのであれなんですけど、今後、来年度も引き続き、市の責任でもってこの児童発達支援事業所、療育事業を進めていっていただきたいというふうに強くお願いするものであります。

今回の質問に当たりまして、保護者の方、現場の方、医者の方に療育についていろいろ聞かせていただきました。当事者、関係者でないとなかなか理解や想像ができませんけれども、発達障がいというのは、本当にちょっとした微妙な差でありまして、若干の発達のおくれとか個性を少しずつ療育によって社会でスムーズに生活できるようにしていくものなんだなあとは私は思っております。

また、3歳児までに見つけて療育することが大切で、そのときにやらないと将来残ることもあるというようなことも伺いました。ある保護者の方は、お子さんが保育園に入った際、集団生活に入れなかったのが、相談の上、みらいに通うようになったが、通うことで結果が出ているとおっしゃって見えました。また、別のお母さんも、みらいの療育に満足しているとおっしゃって見えました。

つまり、みらいがやっている事業というのは非常に貴重で重要な事業なのだと思いますし、市の責務、役割というのが大事なんだろうというふうに私は思います。ですから、専門知識

を持った職員が早期発見、早期療育につなげたり、関係機関の連携のもとで発達支援や保護者支援ができるといった市内療育システムを市の責任において実施するという、そして利用料につきましても、保護者の方の負担増とならないように引き続きの助成を求めるものであります。

最後に、私がこの間伺った現場の方や医者の方からも今回の変更について疑問の声が上がっております。専門家、関係者の方への丁寧な御説明、理解が必要でしょうし、そういった方々の意見を取り入れることも重要ではないかと考えます。

いずれにしましても、海津市の療育事業がよりよいものとなりますように慎重に御検討いただきますようお願い申し上げます。この質問は終わらせていただきます。

もう一点につきましては、時間もありませんので、また次回以降御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで松岡唯史君の一般質問を終わります。

---

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、1番 里雄淳意君の質問を許可いたします。

里雄淳意君。

〔1番 里雄淳意君 質問席へ〕

○1番（里雄淳意君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問をさせていただきます。

要旨、公共施設の更新問題（老朽化問題）について、質問相手は市長です。

公共施設の多くは高度経済成長期に一斉に整備されたことから、老朽化等による施設の建てかえや修繕といった更新が必要な時期が集中してやってきます。しかし、少子・高齢化と人口減少が急激に進む中、国・地方自治体の財政状況は非常に厳しい状況にあり、経済成長期と同様に公共施設の整備や管理をすることは不可能であります。また、何ら対策もなく今までどおりの管理・運営を続けると、公共施設の荒廃や事故につながり、住民の安全や安心が脅かされることとなります。また、学校を初めとする必要性が高い公共施設まで適切な維持管理ができなくなり、住民生活自体に悪影響を及ぼすことが心配されます。これが公共施設の更新問題（老朽化問題）と呼ばれる問題であります。

本市においてもこの問題は大変大きな課題であります。本市では長期的な視点を持って公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するための海津市公共施設等総合管理計画が平成27年12月に策定されており、そこには本市が保有する公共施設等（建築物、道路、橋梁、上下水道）の現況等が詳細に記されております。

この計画によりますと、本市の保有する建築物系の公共施設は297施設（平均築年数26.7年）あり、多くの施設が昭和40年代から建築がふえ始め、昭和50年代に整備されております。一般的に建物の大規模改修を行う目安は築30年と言われておりますが、築30年以上経過した建築物の延べ床面積は、全体の約半分を占めており、老朽化が進行していると記されております。

また、これらの建築物系施設とインフラ系施設の改修、更新、修繕などに係る費用は、今後40年間に約2,391億円と推計されており、年間（年平均）に係る費用は59.8億円と想定され、2055年には29.4億円の不足が生じるとされております。大変な事態が予測されることから、今後40年間で本市の公共施設等の更新費用を49%圧縮することが目標として掲げられております。

これらの重要課題に取り組むための体制については、計画に行政改革推進事務局（総務部企画財政課）を中心に施設を管理する所管部局と調整を図るとともに、庁内の執行部幹部職員で組織する行政改革推進本部及び庁内の各課係長級職員で組織する行政改革推進プロジェクト委員会により、全庁的、総合的に取り組んでいきます。また、必要に応じて市民や学識経験者により構成される行政改革推進審議会から意見、提言を受けながら取り組んでいきますと述べられております。計画が策定され、3カ年が経過しました。さまざまな取り組みが行われてきたと思いますが、これまでの取り組みの内容と成果についてお聞かせください。

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 里雄淳意議員の公共施設の更新問題についての御質問にお答えします。

本市の公共的施設は、旧海津郡3町が個々の地域住民のニーズに応じた行政サービスをとりに行くべく整備され、活用されてきたものをそのまま引き継ぎ、合併に至っています。

このため、同じ機能を持つ施設が重複するなどの弊害もあわせ持つものとなっていました。

そこで、効率的な行財政運営の視点を踏まえ、現状の公共的施設の目的と効果を検証し、本市の行政需要に適合した公共的施設のあり方について、さらなる見直しを行うこととし、公共的施設見直し指針を策定し、市としての一体性を確保するために、類似施設の重複や過剰な配置を避け、市全体として効果的かつ適正な配置に向けて、対象施設については5年間で区切りとして見直し工程表を定め、その実現に向けて取り組んでまいりました。

現在までに教育施設といたしましては、合併時にそれぞれの旧町単位で運営されていた学校給食センターを衛生的で近代的なセンターとして新設、統廃合を実現してきていますし、南濃町内の中学校再編では、養南中学校と城山中学校を城山中学校施設を活用して城南中学校として統合し、さらには南濃中学校と城南中学校を統合し、2段階の統合により3校

を1校にしたことで、市内の中学校配置にあつては旧町単位に1校の配置となっています。幼稚園施設につきましても、海津町内における小学校附属幼稚園の統廃合を実施し、5園を1園体制とし、現在は高須認定こども園としているところであります。

そのほか、斎苑、市営住宅などを手がけ、最たる行政改革としては市役所庁舎の統廃合を実施してきています。

庁舎の統合は、合併時の重要懸案事項でありましたが、その方向性は新市に引き継ぐこととされたため、有識者による統合庁舎検討懇談会を設置し、さまざまな観点から御議論を賜り、分庁舎方式を改め、海津庁舎を活用して不足する面積を増設し、統合するとの結論を導き出していただき、整備を実施し、現在の市役所を築き上げてきております。

また、施設運営面においては、管理のあり方を見直し、指定管理者制度を積極的に導入し、運営コストの低減を図っております。

このように、合併後、直ちに行政改革に取り組み、簡素で効率的な行政運営を目指す流れの中にあつて、国からの呼びかけもあり、長期的な視点を持って公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定し、従前からの取り組みを引き継ぐ形で取り組みを継続しているところであります。

現在は総合管理計画をより計画的に推進するための個別施設計画の策定に向けて庁内体制として、行政改革推進体制の枠組みの中で海津市公共施設等総合管理計画推進体制を構築し、施設所管部署の課長職による公共施設検討委員会、係長職による公共施設検討作業部会を開催し、今後の施設のあり方への考え方を共有し、作業を開始しています。

そこでは個々の公共施設を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握、整理する中で、人口構成の変化や市民ニーズの変化への対応、公共施設等の改修・更新等への対応、厳しい財政事情への対応の3つの観点から、現状の施設の施設総量の適正化と建物の長寿命化に取り組むこととし、余剰・重複施設の見直し、将来の余剰への対応として、統廃合や集約化、機能転換を推進し、保有量の最適化、計画的な保全による長寿命化によりコストの最適化を図り、安心・安全で価値の高い施設を目指すことを目標として、個々の施設の取り組みの方向性及び手順について施設担当部署において検討を進めております。

なお、公共施設の保有の最適化を実現するためには、議員各位を初め市民の皆様の御理解が必須要件ともなっておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、里雄淳意議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございます。

今、公共施設等総合管理計画の策定に至る経緯ということをお聞かせいただいたわけであり、旧海津郡3町の合併時に同様の機能を持つ施設、類似施設を重複とか過剰という、そういう配置を避け、そして効果的かつ適正な配置に向けて公共施設見直し指針というものが策定されたと。その指針をもとに、市役所庁舎の統廃合、またさまざまな施設の統廃合を実現されたと。その後、国からの働きかけもあり、従前からの課題を引き継ぎつつ、長期的な視点を持って公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画が作成されたということをお聞きしまして、合併という大きな事柄があったとはいえ、いち早く公共施設に関する課題について取り組まれてきたことに敬意を表することです。

今後は、この計画を推進していくために、施設、所管部署の課長職による公共施設検討委員会、係長職による公共施設検討作業部会を開催すると、今、御答弁をいただいたわけですが、これから37年間で公共施設の更新費用を49%圧縮するという大変な目標を実現するためには議論を頻繁に重ねていく必要があると思いますし、かなりスピードも必要になってくると思います。そのためにはかなりの時間と労力が費やされることが予測されますけれども、現在の通常業務に加えこれらの業務が加わることになると、職員の方々には相当な負担がかかってくると思いますが、今後どのように進めていかれるのか。今、概要というものはお聞かせいただいたわけでありますが、またこれから詰めていくという段階でもあろうかと思えます。

ただ、私は、この課題を専門に扱うチームというか、専門に従事するような形というのが必要になってくるのではないかと、そんなことも考えるわけですが、計画策定以降の取り組みについて、大まかなことで結構でありますので、その取り組み内容、検討内容についてお聞かせいただけませんか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 個別施設計画につきましては平成32年度までに策定することとしておまして、その目標に向けて、今年度は7月に第1回の部会を開催して、年度内には2回の部会を開催する予定であります。

それで、来年度は施設の所管課の横断的な議論を行うために順次部会を開催する予定ですが、当然、通常の作業においても施設の管理はしていかなければならないことでもありますので、それに含めてこの作業部会で出てきたのをどのようにしていくかということを検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） わかりました。

この計画をそのような形で進めていかれるということではありますが、今、私が少し考えを申させていただいた、やっぱり頻繁に会合等、論議を重ねていくことが必要ということは、先ほどお聞きしたのは、今年度もう一回やって、また来年度という、何か余り頻繁に開催されないようなイメージを今受けたんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。また、必要に応じてふえてくるのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 今は所管課の持っている施設をとりあえずまとめて、どうしていくかということは今練っておりますので、当然その回数に限られてきますが、その中で出てきた内容によっては数回行う必要が出てくる場合も出てくると思いますし、計画どおりに進めていけるといふめどが立てば回数は減らしていくような格好になると思っております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） わかりました。

いずれにしても、この49%圧縮するという、単純に半分減らすという考えではいけないのかもしれませんが、大変なことだろうと、私はこのように感じておるわけでありまして。

一つそういう大きな長期的な目標はあるわけでありましてけれども、短期、そして中期の目標というものは、やっぱり設定していかなければならないと、そのように思います。

短期というわけでないんですけど、現在、見直しを検討されておる施設があれば、もし発表できるようであればお教えいただきたいと思っております。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 今、そういう問題を拾っておる段階ですので、いろいろ重複する施設はありますが、それが今この時点でこれが必要とか不必要ということは、ちょっとまだ発表できる段階にはありませんので、よろしく御理解いただきたいです。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） かしこまりました。

今、最後、市長さんがおっしゃられたとおり、今後、これからどんどん施設を統廃合や縮小していくとなると、やっぱり市民の方々の声をお聞きしていくということが大事になると

思います。どうしても私たちは、新しい施設ができたとか、そういう明るい話題ですと元気も出てくるし、興味も持ちます。しかし、統廃合や縮小という、こういう話になるとなかなか元気が出てこないわけであります。そして、やっぱり私たちは物事を自分中心に捉えますので、自分が利用しておる施設、または近所の施設は失いたくないと、こう思うのは当然のことであろうと思います。

しかし、公共施設の保有の最適化を実現するためには市民の方々の御理解が、やっぱり先ほど御答弁にありましたように必須要件であると、このようにお答えいただいております。市民の方々の御理解が何よりも大事であろうと思います。

私の地元で下水道の計画が変更された時、そのときも、やはり私は、まず市民の方々の御理解ということは、これからまた必要になってくると思うんですけど、そういうことを丁寧にやっていただけたらなということを感じるわけでありますけれども、この公共施設等総合管理計画は、海津市のホームページからダウンロードできまして、68ページあります。市民の方々にこれを読んで御理解をと、なかなかダウンロードして読むという、こういうことはできないと思うわけであります。そんな中、やっぱり丁寧な説明、御理解をいただくためにはそういうことが必要になってくると思いますし、また今、本市の置かれておるこの厳しい状況、こういうものをやはり市民の方々にも共有していただく、こういうことが必要になってくると思います。公共施設を統廃合、縮小していくということに当たっては、この現状を共有していただく。もちろん、そういう厳しい状況を聞いて、転出しようとか、そのようなデメリットというものが考えられるわけでありますけれども、それでも私はこの問題は市民の方々と一緒になって克服していかなければならないのではないかと、また一緒になければ克服できないのではないかなと、そのように考えます。そのために、市民の一人一人に対して丁寧な現況説明と御理解ということですね。声を聞いていくということになっていくと思いますし、また、ただ単に縮小縮小、圧縮ということでは、なかなか御理解いただけないと思います。どういうまちを目指していくのかと、このまちづくりの観点ということが大事になってくると思いますが、そのあたりのことをお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 当然、施設をそういうような統廃合していくことの前には、市長の答弁の中で申しあげましたように、市民の皆様方の御理解が必須要件となると思っております。それで、いろいろ、場合によっては市民のワークショップなどを開催して市民の御意見を聞きながら、市の状況も説明しながら御理解いただけるように進めていかなければならないと思っております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） これから市民の方に御理解いただいていかなければならないということでもありますけれども、少し下水のことを持ち出して申しわけないんですが、うちのほうで説明会があったときに、どうしても皆さんの御意見を聞くと、資料が難しいと。そして、数字が示されていないのでなかなか理解しにくいと。もっとわかりやすく、どれだけ大変で、こうしたらこれだけよくなるとか、合併浄化槽にした場合、これだけよくなるとか、そういうものを、やっぱりわかりやすい資料を提供してほしいというような声をお聞きしております。ちょっと済みません、ずれると思いますけれども、ぜひこれから説明されるに当たって、本当にわかりやすいパンフレットなり、ちょっとこれでは大変だろうと思うんですね。これの簡易版というか、簡単なものもあるわけでもありますけれども、もう少し市民の方に御理解いただくための、そういう資料等、パンフレット等を作成いただけんかなと、そんなことを思うわけではありますが、どうでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 大変貴重な御意見をありがとうございます。そういうことも考えながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） わかりました。

御検討いただけるということですので、これ以上、またこれから具体的にいろんなことが決まっていくと思いますので、また質問等をさせていただいて、一緒にこの課題に取り組んでいきたいなど、そのように思っております。

この課題というのは本市だけの特別なものでは決してございませんが、やっぱり私たちの子どもたちとか孫、またまだ見ぬ未来の子どもたち、この人たちの顔を思い浮かべたら、やっぱりやらんならんことがおのずと見えてくるのではないかなって、そんなことを思います。そのことをみんなが思って、市民の方々も行政も一緒になってこの課題に取り組んでいかなければならない、こんなことを思うわけでございます。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） これで里雄淳意君の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩をいたします。

（午後2時02分）

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時18分）

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（赤尾俊春君） 2番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

〔2番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○2番（二ノ宮一貴君） では、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

私の質問は1点、色の見え方に違いのある児童・生徒への対応についてです。質問相手は教育長です。よろしくお願いします。

1. 色の見え方に違いのある児童・生徒への対応について。

平成15年に文部科学省が策定した色覚に関する指導の資料において、「人間には個人差があって、色の見え方も必ずしも同じではなく、個人差があると言えますが、色覚の検査を試みると、その結果が大多数の人とは明らかに異なっている人がいます。これらの人が医学的に色覚異常と診断されます」と記載されています。色覚異常とされる人は、日本人の男性の約5%、女性の約0.2%、日本全体では約320万人いると言われていたが、色覚異常という言葉は、色覚特性を持つや、色の見え方に違いのあるなどに変わってきている。

色の見え方を調べる色覚検査は、色覚異常と判断される児童・生徒でも大半は学校生活に支障がないという認識のもとに、平成15年から学校における児童・生徒等の健康診断の必須項目から削除されていた。

しかし、平成26年の学校保健安全法施行規則の一部改正により、文部科学省から、児童・生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。

このため、①学校医による健康相談において、児童・生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ適切な対応ができる体制を整えること。②教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を推進すること。特に児童・生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があることとの通知があった。

この通知を受けて海津市では、小学校1年生と4年生、中学校1年生を対象に希望調査を

行い、保護者の同意を得た児童・生徒のみ色覚検査を実施している。本年11月1日現在、小学校は全10校中8校に、中学校は全3校に色の見え方に違いのある児童・生徒が在籍しているのわかっていると。

前述の色覚に関する指導の資料において、「色の判別を要する表示や教材を用いる場合には、誰でも識別しやすい配色で構成し、色以外の情報も加える工夫が必要です」と記載されており、学習指導の場面において留意すべき事柄について具体例も示されている。

また、近年、人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設、建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方、カラーユニバーサルデザイン（略称CUD）が普及している。

このような状況で各地の自治体において導入され始めているのが色の明度や彩度に差をつけた4色、朱赤、黄、青、緑の色覚チョークである。このチョークで書いた文字は、一般的なチョークよりも色の識別がしやすく、見やすいと言われており、色の見え方に違いがある児童・生徒はもちろん、全ての児童・生徒にとって効果的な学習指導につながると考えられる。

そこで、教育長に質問します。

1つ目、市内小・中学校において色覚チョークの導入状況はどうなっているか。

2つ目、市内小・中学校全校に色覚チョークを導入する考えはないか。

3つ目、教職員が児童・生徒に対して色覚に関する配慮や適切な指導を行うためには研修の実施や教職員間での情報共有等が重要と考えるが、現状と今後についてどう考えているか。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） それでは、二ノ宮一貴議員の色の見え方に違いのある児童・生徒への対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、児童・生徒の色の見え方の違いと色覚検査のあり方については、平成26年の学校保健安全法施行規則の一部改正により保護者の同意を得て検査を行うこととされ、本市におきましても、現在は複数学年を対象に文部科学省の通知に沿って適切に検査を実施しているところであります。これは、児童・生徒が自分自身の色の見え方の違いを認識しないまま就職時期を迎え、結果として就業規制により不利益を受けるといった課題、こういったものを受けての対応であると認識しております。

こうした経緯を踏まえ、教育委員会としましては、任意の検査であっても十分にその意味を周知し、適切に検査が受けられるようにするとともに、何よりふだんの学校教育の中で色

の見え方に違いのある児童・生徒が一定数存在することを前提とした教育上の配慮や支援が重要であると考えております。

1つ目の市内小・中学校において色覚チョークの導入状況はどうかにつきましては、9月現在の調査において色の見え方に違いのある児童が在籍する小学校8校のうち、2校が導入をしています。中学校の場合は、3校のうち1校で導入をしています。

2つ目の市内小・中学校全校に色覚チョークを導入する考えはないかにつきましては、教育委員会としても導入を推進したいと考えております。

現在、チョークを含め各学校での消耗品購入は、学校ごとの発注を原則としております。チョークは学校において消費量の多いものの一つであり、まとめて多目の購入をしている学校も少なくありません。このため、こうした学校に対しては、既に購入したチョークの在庫がなくなり、新たな購入をする際に色覚チョークへの変更を求めています。

先日も新規購入をしました1中学校が色覚チョークを購入しており、導入済みの中学校は、3校中2校となっております。今後も、随時色覚チョーク導入を働きかけてまいります。

3つ目の教職員の研修の実施や情報共有等の現状と今後についての考えにつきましては、議員仰せのとおり、教育委員会としても適切な配慮や指導のために教職員の研修や情報共有が欠かせないと認識しております。

現在、各学校においては、日本学校保健会が提供する研修資料を用いて職員会議などの場を活用した職員研修に努めております。また、養護教諭の研修でも取り上げ、最新の情報や各校の取り組み内容を共有しております。

研修では、チョークの色使いだけでなく、教室での掲示物の配色、ノートへの朱書き用筆記用具の適切な選択、指示・発問で言葉として明確に示すことなど、ふだんの教育の中で配慮すべきことを共有しております。また、養護教諭は、個別に保護者とも連携を取りながら対応しております。

さらに、管理職に対しては、こうした職員の研修を充実させるよう働きかけるとともに、色覚検査の意義等を保護者に十分周知することについても指導しているところであります。ぜひ御理解いただきますようお願いいたします。

以上、二ノ宮一貴議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

再質問に入る前に、まず一つお話ししたいことがあるのですが、私自身が実は色の見え方に違いがある一人であります。私が学生時代といいますか、幼少期は、もちろん色覚検査が

必須でありましたので、小学校で行った記憶もありますし、中学校はちょっとあれですけども、大学の入学のときの検査にもありましたのを覚えています。もちろん、検査をした方なら、皆さんされていると思いますのでわかると思いますが、ドット柄の資料、検査用簿を用いましてするわけですが、1ページ目からドットの中に数字が何が書いてあるというような、1年生でもわかるような検査をした覚えがあります。私は、その1ページ目、たしか12か42であったと思うんですが、それだけわかって、あとのページはわからないというような状態でした。

そういうことがあったわけで、そのころは学校生活においてもそういう検査を学校でした後、眼科でしっかり診断してきてくださいということを指導といいますか、言われまして、眼科へ行きますと、もう少し詳しい検査をして、その当時、色弱という診断をされたのを覚えております。

そのころは学校のチョークも今ほど色の区別がしやすいものではなくて、私は黒板に例えば赤で書いたときの文字が非常に見にくかったのを覚えています。光のぐあいによっては、全くとは言いませんが、ほぼ見えないようなときもあったんですが、先生の配慮とか、友達、仲間の協力を得ながら、授業では不自由がないように教えていただいたり、それからアドバイスをいただいたというふうに記憶しています。

そのころは、私、先ほど男性の5%と言いましたが、1学年、私のときは男が50人いまして、もう一人、やっぱり割合的にその割合になるといえるということになります。本当にいまして、その子とも話しながら、どういうふうにしたら見やすいかなということで先生と話し合ったりしました。

ただ、今の学校に行きましたら、非常に一般的なチョークも見やすくなっておりまして、ただ見やすいというのは、黒板に対して見やすいというのが一般的な皆さんの認識だと思います。それはどういうことかといいますと、蛍光色、赤といいますか、今はピンクが一般的に使われておりまして、非常にピンクは黒板に映える色ということで、蛍光色も強く見やすいんです。

ただ、先日もある小学校に行きまして、そこは色覚チョークの導入を検討されているということで、私自身も色覚チョークというものを最近知ったわけではないんですが、実際見たことがなかったので購入をしまして、実際に今使っているチョークとその色覚チョークを黒板に書いてみました。そうすると、今のチョークは非常に見やすいんですが、一般的なチョークは蛍光色がきついというのもありまして、ピンクと青の見分けがしにくいというふうに感じました。ただ、色覚チョークのほうは、先ほども申しましたとおり、ピンクではなく、朱赤といまして朱色に近い赤ですので、非常にその青色と見分けがしやすい。ただ、黒板に書いたときに、その単独の色を見ますと、一般的に見やすいか見にくいかというのは判断

が分かれるかもしれませんが、同時に複数のチョークを使った場合は、色の識別がしやすいと感じた次第であります。

ここで何が一番問題といたしますか、大事だと感じるのは、皆さん御承知だと思うんですが、この色覚の色の違いがある生徒・児童が見ている色と一般的な方が見ている色が違うということを一般的な方に認識してもらうのは非常に難しい。僕がそのとき説明したのも、ピンクと青が見にくいんですというのを説明しても、あ、あーみたいな。それは実際に見にくいということを感じてみえないということがそれでよくわかるんですが、そうしたことで、今、その導入を検討してみえる学校が多いということなんですが、導入を検討しているところには、話をお聞きしますと、その該当児がいるクラスだけ使ったりとか、そういったことを検討されているところもあるとお聞きしておりますので、その使い方ではなくて、現在、希望者しか色覚検査をしていないという現状を踏まえますと、潜在的にその色の見え方の違いがある児童・生徒がいると考えれば、学校全体で使うのが適切ではないかなと思うんですが、そこは教育長、どのようにお考えですか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） ただいまの質問にお答えいたします。

二ノ宮議員の自己の体験とか、自己の思いを語っていただきました。海津市の教育は、思いやりと愛情があふれて、一人ひとりを大切に教育を推進しております。どの子も、全ての子が学校生活を楽しく充実して送れるように願っております。

今、お話のあった色覚チョークの導入について学校教育課の備品担当の職員には、在籍児童がいる学級と学校内の全ての特別教室、いわゆる理科室、家庭科室、図工室とか、もう一つ、そういったところを全て色覚チョークにかえてくれというふうに学校に伝えてくれということを示してあります。

全くいないというところについては、学校によっては、先ほど答弁でも言いましたけれども、在庫を結構買っておるんですね。それを捨ててしまえということも、貴重な税金で買わせていただいております。だからそういう必要な子に対しては十分色覚チョークでやってもらわないかと。けれども、その必要がない児童・生徒については、在庫を丁寧に使って、それから今度新しいものを購入するときには色覚チョークに全て、何カ月か何年、1年後かわりませんが、全て色覚チョークにしていくという方向性は持っております。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 今のお答えで、私も十分その思いはわかります。私が見に行った小学校の在庫を実際見させてもらいますと、やはりチョークというのは、年々とは言いませ

が、長い期間の間によりいいものということで、改良が重ねられて今の一般的なチョークは蛍光色になってきたわけなので、その学校にも今まで購入していた蛍光ではない色のチョークが在庫としてありましたので、その学校が特別ではなくて、どこも同じような状態ということはお聞きしました。ですので、今の在庫を廃棄までして色覚チョークの導入というのは、やっぱりちょっと抵抗もありますし、さっき答弁でありました税金で購入したという部分もありますので、有効活用していただくのが一番いいかなと思いますので、今の御答弁のように、なくなり次第、全面導入という形で進めていただければと思います。

それで、先ほど答弁にもありました研修のお話なんですが、たまたまこの資料をいろんな自治体とか探していたときに、インターネットを見ていたら、鳥取県が出している資料で「カラーユニバーサルデザインガイドブック」というのがありました。実際、鳥取県の担当課の方に電話をしてお聞きしたら、こちらは平成27年度に作成したということで、作成の経緯をお聞きしましたところ、鳥取県は、逆にこれをつくるまではこの色の見え方に違いのある方への対応がおくれていたということですので、県を挙げてそのことに取り組むためにこれをつくられたということで御回答をいただきました。

それで、この中には先ほどの学校保健会が出してみえる資料と同じような内容をさらに詳しく書いてあるように、実際の看板や色の配色に関すること、それからカラーユニバーサルデザインといって色のバリアフリー化を目指して、どなたにでも見やすい配色を調べるチェックリストが載っていたりとか、そういった教育の場面を、それも含めた県の施設全体に活用できるようなガイドブックになっています。

その中に商品とございますか、活用されているものの紹介がありまして、色弱模擬フィルターというのがあるんです。これは模擬フィルターとございますか、眼鏡になるんですけど、この眼鏡をかけると一般の方が色覚の見え方が違う方の見え方を模擬的に体験できるという眼鏡だそうです。こちらはどういうときに使われるのかというと、いろんな掲示物とか配布物をカラー刷りしたときに、それは県としてもそうなんです、教育現場でもそうなんです、その配布物が見え方がどうなのかというのを配布する前に検査するときに活用しているということでした。これだと非常に、実際のその現場で配布する前にチェックができて、配った後に配慮を欠いたということが少なくなるということを言われまして、あと、この価格を言っでは申しわけないんですが、1個税込みで3万5,500円ぐらいするんですが、鳥取県はこれを30個購入して、その研修とか、あと実際の現場で活用していただいているということなんです。

これはそういったことで模擬体験ができるということで、正しい知識を持つときに体感できるということで非常に好評みたいなんです、こういったものは海津市のほうではお持ちではないでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 新鮮な話にお受け取りしましたが、今、体験活動の話をされたので。

今、子どもたちは、障がいのある方がどんな思いやどんな気持ちでいつも生活してみえるのだろうということで、特に小学生は体験活動を重視してやります。目の不自由な方を体験するということでアイマスクとか、足の不自由なお年寄りということになると、ここにおもりをつけたり、膝にちょっと負担をかけるような装具をつけたり、それら全て、私も学校におりましたので、福祉部担当のほうで拝借して子どもたちが学習をさせていただいたと。

また、3万円ほどのあれですけれども、市内の学校が必要なときに借りて体験活動ができればいいあと。また、アイマスクや足のおもりと一緒に、福祉関係のほうで設備していただけたらありがたいなあと思います。いかがですか。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 今、御答弁いただきましたように、私もこれはすごく一般の方に体験してもらうのにはいいなと思いましたので、今、福祉部長のほうにということで御指名がありましたので、また教育委員会も含めて御検討いただければと思います。

今、そういう財源、予算等の問題がありますので、それを考えずに、まず導入できそうなものもありましたので紹介させていただきたいんですけれども、今、皆様はスマホの普及が大分進んでいましてお持ちかと思いますが、そちらの携帯でこの模擬体験ができるアプリがありまして、これは「色のシュミレータ」と言われる、それで検索してもらえればヒットすると思うんですが、これはどういうアプリかといいますと、カメラ機能を使ったアプリなんですけれども、これを取り込んで、そのアプリを起動させますと、カメラの画面が出てきます。最初の画面は一般の方が見えている、そのままのカメラの画像が映っています。その下にカーソルがありまして、そのカーソルが色覚に、見え方に違いのある方の分類のカーソルがあるので、それを押すと、その方の見え方になるんです、そのカメラは。で、色の配色が変わるんです。なので、それがまた全部変わってしまうとわかりにくいんですけど、カメラが2段階、上下に分割されて、一般的な方の見え方と見え方の違う方の2つの画面が同時に出ますので、どういうふうの違いがあるのかということが比較できます。これですと予算は要らないと思いますので、今のいろんな現場でも携帯さえあれば活用していただけたらと思うんです。これはどの現場でも、学校で携帯を使っていいかというのが、ちょっと僕は先生方の規則はわかりませんが、そのアプリを使うとそういった場面で有効に活用できそうなんです、どう思われますか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今、また新しい体験学習の教材を教えてくださいました。無料で使えるアプリということで、実はきょうは今、この時間も校長会で私の資料を通して主幹のほうがいっぱや学校の校長先生方に対してお願い、指導しておる場面、今、時間帯ですが、その中でもきょうの色の見え方の違いのある生徒に対する対応について校長先生方をお願いしているところです。次回の校長会では、今いただいた情報をぜひ伝えて、学校は、先生はスマホを持てますわね、子どもはあれですけども、実物投影機とか、いろいろまた機器もありますので、それらを駆使しながら有効に使えるということで校長先生方にも伝えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 御答弁ありがとうございます。

検討していただけるということで、ぜひ検討していただきたいんですけども、教育の場面に携わらない方でも、この庁舎内の掲示物とか、そういうことに対してでも全てに使えるアプリですので、ぜひ執行部の皆さん、スマホを持っている方が見えたら、一度インストールしていただいて、ああ、二ノ宮が言っていたのはこういうことかということを経験していただければ、また今後、何かそういう場面に遭遇したときにお役に立てるのでないかなと思ひます。

今、さまざまなことを提案させていただいたんですけども、やはり一番大事といひますか、たまたま私の体験を先に述べさせてもらったんですけど、私はそういう偏見とか、そういう場面に遭遇することはなくて、周りの皆さんに支えていただいたわけですが、先ほどの話以外にも中学校へ行きますと、地図帳とか、そういったときに色分けがほとんどわからず、全部同じような緑とか茶色とか、あと美術等で風景画を描くときには、何色を一体塗ったらいいんだ、この山はみたいな、葉っぱは何色なんだとか、そういうこともありました。もちろん、教職員の方もそういうところは知識としてお持ちで配慮いただいていると思うんですけど、まず教職員の方、また周りの方がこの色の見え方に違いのある児童・生徒に対応するには、この色の見え方の違いというものがどういふことなのかということをお正しく認識していただけるのが一番大切であり、まず第一歩かなと思ひます。

そういった観点で、先ほどの眼鏡だったり、アプリだったりをお紹介させていただいたんですけど、言葉で言ひますと、色というのは対比としまして4つ上げることができます。明るく鮮やかな色、明るくくすんでいる色、暗くて鮮やかな色、暗くてくすんでいる色、この4つの対比が大切だということで、この色覚チョークを開発された企業様と監修をなさった先生

は述べられています。

一つ、蛍光色で、それ単体では見やすい色かもしれませんが、色を区別するとき、そういう場面を考えますと、必ずしもその色がほかの色と区別しやすいわけではないということを認識していただければ、どんな色、配色をすればわかりやすいのかということを知っていただけるのかなあとと思います。

それで、あと私が最後にお願いしたいのは、こういうふうに、今、私は色について取り上げましたけれども、学校なり、そういうところには、こうやって少数とは言いませんけれども、いろんな配慮が必要な児童・生徒さんが見えると思います。今回は色に関してでしたけれども、こういったことはほかの事柄にも当てはまることかと思しますので、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、ぜひ子育てに優しい海津市、子育てがしやすい海津市をこれからも、よりPRではないですけれども、強みにしていただけるようお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで二ノ宮一貴君の一般質問を終わります。

---

◇ 伊 藤 久 恵 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、9番 伊藤久恵君の質問を許可します。

伊藤久恵君。

〔9番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○9番（伊藤久恵君） それでは、議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は1点、図書館にさらなる魅力を、質問相手、市長、教育長です。

質問内容、今回、図書館を取り上げたのは、現代はスマートフォンやゲーム等に時間を費やし、良書をじっくり読み込んだりする機会や時間がないように思われます。

IT時代になってパソコンやスマホなどの便利さや重要性も理解できますが、こういう時代だからこそ求められている質の高い人材を育成するには、良書に触れ、読書によって情操や知識を高める取り組みが必要ではないかと考えたからです。

将来、海津市図書館が地域の知の拠点として、未来社会のリーダーとして国や国際社会で活躍できる人材を多数輩出できる礎になればよいと考えます。本市の図書館ではさまざまな活動がなされておりますが、図書館事業の活動内容が充実し、さらなる魅力を発揮できるよう質問させていただきます。

質問1. 海津市図書館は、市の合併以前に建てられていて、各町にあり、全部で3館あります。それぞれの図書館の魅力と力を入れていることを教えてください。

2. 最近の利用状況等を教えてください。

3. 利用者の声から改善すべきことや困っていることなどはありますか。

4. 図書館事業の内容や書籍は充実していますか。

5. 海津市図書館と県や他市町村の図書館とオンラインでつながっているのでしょうか、また貸し借りは可能でしょうか。

6. 今の市の財政面から考えて、公共施設は老朽化や維持管理に費用を要するため、いわゆる箱物と言われる施設は減らす方向にあります。それを踏まえての提案ですが、海津市の図書館は3カ所あります。そこで、それぞれの図書館が同じような運営を行うのではなく、それぞれのターゲットを設定して特色を持たせ、強みをつくってはいかがでしょうか。

7. 図書館の質をさらに高め、利用者をふやし、図書館の有効利用を推進するために蔵書をふやすべきと考えます。そのため、恒常的に新刊購入のための予算を増額すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、予算の確保のため、現在ある市内3つの図書館の再編も含めた検討を行う必要もあると考えますが、いかがでしょうか。

8. 書籍を大切に衛生的に扱うための書籍消毒機を取り入れていただけないでしょうか。

9. 海津図書館では屋外に出ると大江川に沿って散歩できる小道もあり、駐輪場近くにはベンチも設置されていて、歴史民俗資料館から図書館、さらに日新中学校に向けての景観はとても美しく、心が落ちつく穴場スポットになると思います。除草などもされておりますので、図書館の散策コースとして、市民のための憩いの場、自然の中での瞑想空間をつくり、穴場スポットとしてPRしてはどうでしょうか。

10. 将来は書籍自動貸出システムを導入してはいかがでしょう。受付がAIによって簡素化され、書籍の管理体制も強固になります。

11. 経営的に自立した図書館を目指し、コンビニエンスストアやカフェ等を隣接するところに設置してはいかがでしょう。にぎわいができ、集客もふえるのではないのでしょうか。

12. イベント的に家具・寝具メーカーとタイアップして、夏休み企画として泊まれる図書館や夜開催の図書館などの大胆な企画をしてはどうでしょうか。図書館に興味を持ってもらえる楽しい企画かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤久恵議員の図書館にさらなる魅力をの御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、これからの図書館像を考えたとき、図書館のあり方や役割は極めて高く、特性を明らかにし、それを生かすサービス方法を考えることが必要と考えております。

1つ目の市内3図書館の魅力と力を入れていることにつきましては、一番の魅力としましては、平成26年3月に全国で最初に導入した読書通帳の発行であります。利用者が借りられ

た本の記録が残り、本の金額も表示され、利用者に変好評であります。金額まで表示しているのは、ほかでは例がないと聞いております。

また、海津図書館には日本現代紙碑文学館があり、無名作家によるひたむきで文化的価値のある作品を展示しており、2階では文化協会の各種団体の作品の展示会の場として利用され、文化と触れ合う場所としての機能があります。

平田図書館は、子ども向け図書を充実させ、親しみやすい図書館として生涯学習センター内に設置しております。

南濃図書館は、蔵書は少ないんですけども、図書館相互貸出サービスにより読書環境の利便性の向上に努めております。

2つ目の最近の利用状況につきましては、平成29年度実績、3図書館合計で入館者数は14万3,524人、図書貸出利用者は4万8,757人、図書貸出冊数は24万4,576冊であり、合併当初と比較すると増加しておりますが、ここ数年は減少傾向にあります。

図書館別では、入館者数は、海津図書館6万9,006人、平田図書館6万2,096人、南濃図書館1万2,422人。図書貸出利用者数は、海津図書館が2万5,569人、平田図書館が2万129人、南濃図書館が3,059人。図書貸出冊数は、海津図書館が11万6,924冊、平田図書館は11万6,377冊、南濃図書館は1万1,275冊となっております。

3つ目の利用者からの改善点や困っていることにつきましては、寒い、暑いという声をいただくこともありますが、館内空調は適正な温度での使用をしております。

また、館内で飲食ができる場所がほしいとのお声もいただくこともありますが、海津図書館は入り口付近、平田図書館は生涯学習センターのロビー、南濃図書館は、文化会館の入り口ロビーで飲食していただくように案内をしております。

4つ目の図書館事業の内容や書籍は充実しているかにつきましては、3図書館合計25万7,015冊の蔵書があります。内訳は、海津図書館が11万2,232冊、平田図書館8万8,667冊、南濃図書館2万2,242冊、日本現代紙碑文学館3万3,874冊となっております。この蔵書数は、人口1人当たりでは7.59冊となり、県内21市の中で一番多い蔵書冊数で、読書環境は充実していると考えております。

5つ目の県や他市町村とのオンライン化につきましては、3図書館はオンライン化され、相互貸し出しも実施しております。また、愛知県、三重県と岐阜県の東海3県及び福井県、石川県、富山県の北陸3県の東海北陸6県でも相互貸し出しを実施しております。

6つ目のそれぞれの図書館にターゲットを設定して特色を持たせては及び7つ目の3図書館の再編につきましては、現在、海津図書館を中央館、平田・南濃図書館を分館として運営しております。この運営方法の見直しにつきましては、現在検討中ではありますが、その中で特色を持たせた運営方法を加味しながら検討してまいります。

8つ目の書籍消毒機の導入につきましては、利用者の方に丁寧に使用していただき、返却されたときに職員が破損と汚れ等を確認する等で衛生管理をしておりますので、現段階では導入は考えておりません。

9つ目の図書館の周辺整備、11番目のにぎわいのある図書館及び12番目の図書館の夜間開放は、図書館の環境整備としてお答えさせていただきます。

この件につきましては、平成29年第3回定例会の橋本武夫議員の質問で答弁させていただいておりますが、本来の図書館業務である図書館サービスを優先させ、今後も地域の知の拠点としての運営に重点を置いた施策に取り組んでまいりたいと思っております。

10番目の書籍自動貸出システムの導入につきましては、カウンター業務の省力化による貸出業務量の削減や人員配置の見直しなど、効果は見込まれます。しかし、本市においては、利用される方と司書等が少しでも多く会話することで豊かな図書館サービスを形成していくための要件とも考えています。これは利用される方と司書等がコミュニケーションをとりながら業務に携わることにより、心が通う開かれた図書館、親しまれる図書館を心がけているものであります。議員仰せの自動貸出システムは、大変便利だと思いますが、現段階では導入は考えておりません。

いずれにいたしましても、図書館の本来の目的達成を第一に考え、今後も運営していきたいと考えておりますが、多面的かつ財政的な観点から、図書館の再編も含め、将来に向けたグランドデザインを立てる必要があると考えております。

あらゆる情報を1カ所で提供し得るワンストップサービス機関であり、レファレンスサービス、リクエストなど、図書館サービスの基本を忠実に実行し、図書館のあり方について研究を進め、利便性の向上、効率性の高い運営を図るべく方策をこれからの視点として捉え、検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、伊藤久恵議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵議員にお願いをいたしますが、12番までの回答を市長が答弁されましたが、教育長の答弁が必要でしょうか。

○9番（伊藤久恵君） いいです。

○議長（赤尾俊春君） 再質問の中で必要とあれば教育長の答弁をさせていただきますので、それで御理解いただけますか。

○9番（伊藤久恵君） はい。

○議長（赤尾俊春君） それでは、再質問ありますか。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） 御答弁ありがとうございました。

私も図書館の魅力というか、本当に図書館はいろんな方面で力を入れていただいているということを感じております。

以前、もう30年近くなるかもしれませんが、昔、読書サークルというものにも入っていて、本当に本と親しむということの楽しさをそこで覚えさせていただいたかなということをおもひまして、図書館って本当にいいところなんですということをPRしたくて今回させていただきました。

先ほど市長様からお話がありましたけれども、読書通帳、これは2014年4月3日から東海3県で初めて取り入れられて、新聞にも掲載されましたけれども、何を借りたかがよくわかる、またそれがどんどんふえていく楽しみ、そういうのなんかがすごくいいと言われる方があります。

それから、私の友達なんかでも長年にわたって絵本の読み聞かせ、そういうサークルがたくさんあるんですけれども、子どもたちにいろいろな催しをして、子どもたちが本に接する機会を工夫されております。今の時代ですね、人を集めることは本当に御苦労が多いのではないかなと思いますけれども、今後もぜひ続けていっていただきたいと願っております。

それから、私もちょっと孫ができて、乳児健診で市の保健センターのほうでブックスタート事業で、まだ本当に数カ月の子どもですが、幼児から本に触れさせて読み聞かせの習慣ができるよう、また絵本によって親子のきずなをしっかりと結びつけるという、そういう面からとてもブックスタートはありがたい事業だなということをおもひました。

図書館に訪ねていきますと、例えば夏ですと、入ってすぐのところに、これは海津図書館でございましたが、フロアの真ん中あたりに課題図書を全部並べて夏休み企画みたいなことをしたり、10月はハロウィンで飾りつけをしたり、今はクリスマスということでクリスマスツリーであるとか、そういうのが飾ってあります。本当にウエルカムというんですか、図書館のイメージアップにすごく努力されているということと、おとついでですかね、平田図書館にちょっとお邪魔したときに、今度クリスマス会がありますということで、職員さんが手づくりで何かプレゼントを用意しているのということをお聞きしたときなんかちょっと心が温かくなるような、そういう気持ちを覚えました。

また、司書の方ですけれども、さっきおっしゃいましたが、IT化もいいけれども、レファレンスというか、調べ学習とか、そういうようなときに司書の方と触れ合うということも大事じゃないかということをおっしゃいましたが、結構何か忙しそうに司書の方はいらっしゃるんですが、今、司書の方は何人いらっしゃって、本当に仕事、人数が足りているかなということをおもひますんですけど、ちょっとお教え願えましたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 現在、海津市の図書館は、海津町と南濃町は司書を1人ずつ配備しております。平田町は2名でございます。合計、市内としては4人の司書で対応させていただいております。

今のところ、それぞれの図書館のほうから司書が足らなくてふやしてくれという声はまだ届いていませんので、いいんじゃないかなあという、そんな思いでおります。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

平田の司書の方とちょっとお話ししましたら、どんなような気持ちでやっていらっしゃるかとというようなお話を聞きましたときに、図書館にいらっしゃる方、何回も同じ方がリピーターでいらっしゃるけれども、もっと本当にたくさんの方にこういう図書館を利用してほしいということを切に訴えていらっしゃいました。

司書の方のレファレンスサービスというのはどのくらいの方が受けられるのでしょうか、頻度を教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 図書館担当のほうからちょっと情報を聞いておる限りでは、本年度も1,000人以上の方々のレファレンスを対応していると。1日平均五、六人あたりの人数の方へ対応しているという、そういう実態を聞いております。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） 本当にお忙しいんだなと実感いたしました。ありがとうございます。

あと、図書館とはちょっと離れますけれども、市報かいづ10月号の特集に大江地区出身の絵本作家の服部弘樹さんの特集が載っておりました。講談社の絵本新人賞を受賞された服部弘樹さんですけれども、これはこの間、11月25日ですが、かいづ夢づくり協働事業の一環といたしまして、絵本作家のサトシンさんという方と絵本作家の服部さんとが対談されるのが平田の図書館の上にありますビデオシアターでされていたんですが、絵本作家としてそういう身近にあることを絵本にしていくという、そういうプロデュースをするという、そういう興味あるお話をしていただき、そこに県外からもいらっしゃるって、結構いっぱいだったんですね。ああいう企画をされるということは本当にすばらしいことだなということで、ちょっときょうもPRしたいなと思ってお話しさせていただきます。

そういう中で次のことですが、利用者からの声でございますけれども、暑い夏なんかは水とかお茶が飲みたいという方が結構あって、きょうは御答弁の中で図書館の入り口あたりでちゃんと飲めるようになっているということをお聞きしました。それをまだ知らない方も結

構いращやるんではないかなと思いますので、また周知のほうをよろしく願いいたしたいと思います。

先ほど申しました海津図書館の外の景観のよい小道のところでございますけれども、ああいうところなんかでもベンチなんかも置いてありますので、ああいうところの飲食なんかも勧められますし、またああいう立て看板みたいなものをちょっとつくっていただいて、散策コースとかありますと、ここは入っちゃいけないのかなあと思っている方が随分いると思うんです。ですから、広く開放されていますというようなことをうたっていただけるといいかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、先ほどの6番の質問でございましたが、海津市の図書館は3館ありますのでターゲットを分けるということで、市長様からも平田図書館は児童書を多目にとおっしゃいましたが、私も本当に賛成でございます、平田図書館には主に学生、児童、そして子育て中のお母さん様を対象とし、その方々向けの書籍を集中させる。例えば、小・中学生を対象とする英語の絵本を充実させて多読する、何回も読む、そういうサークルなどの活動を行うこともおもしろいかもしれませんし、また子ども企画展、作品展示、読み聞かせ等、子ども、学生が中心の空間づくり、サークル活動などを展開することもよいと思います。

さらに、親子連れで積極的に来館していただけるように、親御様向けには生活全般の知恵を獲得できるよう、例えば食物関連の書籍、医療、健康関連の書籍を充実させ、定期的に栄養学や予防医療のセミナーなどを行うことなども考えられると思います。

また、海津図書館におきましてですが、主に社会人や大学生をターゲットとして一般書及び社会人、大学生向けの専門書を置き、例えば思想書や歴史書、経営学の書物など古典的名著を充実したり、図書館だからこその専門性の高い書籍の充実を図るなど、生涯学習の場として図書館を活用いただくのはいかがでしょうか。

また、一方、南濃図書館は、利用者が非常に少ない状況にあります。場合によっては図書館としてよりも、むしろ別の形でサービス充実を図るほうがよいかもしれないと思います。

選択と集中を行い、限りある予算を使って、より多くの住民の方にとって役立つ施設にしていくべきであり、利用状況の実態を調査した上で再編も含めた検討が必要かと思えます。

要するに、3館に得意分野のカラーをつけて、それぞれの図書館の特色を最大限発揮するという事です。

次に、7番目でございますけれども、平成29年度では図書館の運営管理費が5,131万7,000円、そして一般図書、AV費などが748万6,000円、新聞・雑誌購入は186万円となっております。読書支援事業、ブックスタートは45万9,000円計上されております。本年度の当初予算によりますと、運営管理費は5,500万円、そして新刊とかAV資料購入費は923万円なんですけれども、図書購入費よりも施設の運営管理費に多額の予算がかかっているんですね。も

つと新刊図書とか購入費の予算をふやして、冊数だけでなく、内容の濃い蔵書、すなわち専門性の高い書籍の充実をふやすべきではないかと考えます。その予算確保のためにできることは何であるか、やはり施設の運営管理費を減らすことが重要だと思われるんですが、いかがお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今、伊藤議員さんから非常に示唆をいただいて、私どももある程度構想を練っているようなところと同じような御意見をいただいておりますという思いであります。

最後の予算につきましては、海津市は御存じのように、特に市内の園、小・中学校に対してはお千代保さんとか、本年度は西江の中山氏のほうから御寄附いただいたということで、それも図書の充実というようなお話を承りながら活用させていただいております。そして、市長の答弁にもありましたけれども、市内の図書館は1人当たりが7.59冊、県内で最高の充実冊数を誇っております。本の購入につきましては、十分やらせていただいております。いかなということをおもいます。

緊縮財政の中で、限られた財政の中で、最低限の維持管理費、人件費等をまず保障しながら、あとは財政担当課のほうから配分されましたお金で、できる限り良書を設置させていただく方向で毎年頑張っております。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

教育長さんがおっしゃるとおりで、図書館へ行っても、人が行かないところは本当にすぐ電気が消してありますし、光熱費等も本当に削減に励まれているということは重々承知しております。書籍も十分に足りていることはわかるんですが、やはりこれから書籍というのは、一旦買ったら、蔵書がこれだけあったらいいというものではなくて、どんどん出ますのでね、やはり循環が大事でございます。ですから、新刊の図書をどんどん入れていけるような、よそから見て、海津市へ行ったらこんな本がありますよって、すごいですねと。

この間もよそから借りてきた、市外へ返すという一覧表のメモを見せていただきましたが、結構他市町から借りていらっしゃる方が多いということも教えていただきました。

ですから、本当に図書館というのをある意味目玉にできるのではないかなと。海津の図書館はすごいよということをもっと本当に皆さんに知っていただきたいという、そういう思いもでございます。ありがとうございます。

そういうことで、先ほど申しました5,131万7,000円ですか、平成29年度の運営管理費でご

ございますけど、この中には、南濃の図書館は文化会館内にありますし、それから平田の図書館は生涯学習センター内にありますので、含まれていなくてこれだけなんです。もちろん、給与とか賃金も入っています。けれども、そういうものも入れたらかなり大きな額になると思いますので、そういうところを、海津市といたしまして図書館が車で10分から15分のところに3館があるということは、数からしても、やっぱり1館か2館に集中するということを考えていくべきではないかなと、そういう時期ではないかなということを思います。

そして8番目でございますが、購入は考えていないとおっしゃいました書籍消毒機でございますが、実は名古屋のほうでちょっと見せていただいてまいりました。書籍消毒機なんですけれども、本が最大6冊入るんですけれども、本体価格が89万円で、メンテナンスを入れますと1台120万円程度、5年のそういう保証なんですかね、24万円ぐらいかかるということで、1台150万円ぐらいということなんです。ことは予算のほうもほぼ決まっておりますけれども、将来的に、やはり本というのは多くの方の手に触れるわけです。ですから、かなり汚れております。ですから、何よりも書籍を大切に扱うという面からも、そういう情操面、本を大事にしようという気持ちも出てきますし、返却に来た方が自分でこの消毒機の中に本を立てていただきますと、数分で本の中に挟まったごみとか、そういうのが風によって落ちますし、それから紫外線による消毒をするので、においもかなり取れるそうです。ですから、ぜひとも次回、導入を考えていただけましたらと思いますので、検討のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、10番目でございますが、これも新しい自動貸し出しのシステムでございます。これは本当に将来に向けてでございますけれども、利用者が本を選んで、自動貸し出しの机の上に書籍を置くだけで自動的にコンピューターが読み取るというものなんです。ですから、1冊ずつバーコードで検索して、何冊ですよと袋に入れて渡さなくても、自分でどんと置いて、それが感知されて袋に入れて自分で持って帰れる。それを、帰るときにゲートがあるんですけれども、そこを通るといって、何を借りたか知られたくないという、現代の方は結構あるんですが、そういう個人情報として見られたくない方も中にはございますので、自由に貸し出しできますし、書籍の勝手な持ち出しはできないという、そういう防止センサーが感知するというものでございます。早急ということではございません。高額ですし、すぐにこの財政の中で入れられるとは思いませんが、一つの案として御紹介させていただき、でも、将来のAIによる管理システムの一つとしてお考えいただき、カウンターの受付事務の負担軽減でありますとか、人員削減にもなるかもしれません。

次に11点目でございますが、これも平成29年度文教福祉委員会視察研修で佐賀県の武雄市の図書館を訪ねられたとお聞きしました。先ほど市長からも御答弁いただきましたが、本市においては図書館法にのっとってオーソドックスな運営を心がけるとのお答えで、指定管理

者制度の導入は考えていないということをおっしゃいました。しかし、海津市の現状から見て、箱物と言われる施設が多くて市の財政を圧迫しているのは事実です。これらを鑑みて図書館の再編を検討することと、また周辺に、その中にコンビニエンスストアとかカフェを併設するなど、民間の知恵とか営業力、また集客面や経営的側面を取り入れていくべき時期が来ているのではないかなということを考えます。もちろん、それがうまくいくかどうかは、この海津市においては人口も少ないので、開いたわ、すぐに成功するかということとはわかりませんが、やっぱりそういう考え方の中に経営的側面というものを入れていくということが大事なんではないかなということをおもいます。そういう市政へのイノベーションというものを考えていただけるといいなと思います。ここで御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 読書というのは非常に人の心を落ちつかせると、そういう大変すばらしいことがあるわけでありまして、きょうは質問していただきまして、まことにありがとうございました。

議員仰せのとおり、民俗資料館から図書館、日新中学校、3月は桜が咲き誇りまして、季節のいいときは本当にいいところだなあとおもっています。ですから、散策していただくということは非常にいいことだろうとおもいます。その中で、じゃあどういうことができるのか、それは検討していく必要があるかとおもっています。

今、非常にスピーディーな時代でありまして、AIがどれくらい進歩していくのか、あるいはSMSがどれくらい進歩していくのか、それによってがらりと変わってくるとおもっています。そういった中でまた研究していきたいとおもいますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[9番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） 市長、ありがとうございます。

最後の質問でございますが、これは議員仲間からちょっと提案をいただいたものでございまして、イベント的に家具寝具メーカーとタイアップして、夏休み企画とかをして泊まれる図書館などということをお企画してはどうかということなんですけれども、これの趣旨といたしましては、やはり夜の図書館開催なんかもそうですけれども、図書館がどんなことをしているのかなと、皆さんに図書館に興味、関心を持っていただけるような企画というのを打てたらいいなという意図がございましてさせていただきます。

以上、るる申し上げましたけれども、一番申し上げたかったことは、やはり図書館3館に特色を持たせて運営していくのがいいということと、それから図書館の運営管理費、維持費に係る経費を削減し、新刊図書などの中身を充実させることが重要ではないかということと、

それから書籍を大切に、また衛生的に扱うための書籍消毒機の導入を再度お願いいたしました。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤久恵君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、あす7日予定された一般質問3名について午前9時に再開しますので、御参加いただきますようお願いをいたします。御苦労さまでした。

(午後3時28分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成31年1月23日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 浅 井 まゆみ

署 名 議 員 伊 藤 誠

